

巻頭言：唯有杜康

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌  
**J+C ECONOMIC JOURNAL**

平成 29 年 3 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行  
4 月号 (No.279)

APRIL  
2017  
No.279

4

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

# 2017年の 中国経済・社会分析

**TOPICS：中国の市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備**  
**省エネ・環境コーナー：中国の大気汚染防止行動計画の成果と課題**  
**中国ビジネスQ&A：工場立退き要請への対応について**



表紙写真:2017年は、当初の大気汚染対策行動計画の目標年に当たる。北京の大気は時に相当浄化されたようにも感じられるが、北京・天津・河北一体化のもとで格段の環境対策が求められている。写真は最近の北京の休日に撮影。こうした青空が新常态となることを切に願う。(撮影:十川美香)

1 巻頭言

唯有杜康

■前田泰生 日中経済協会 常任理事、電源開発株式会社 相談役

SPECIAL REPORT

# 2017年の 中国経済・社会分析

2 2017年の財政・金融動向

■田中 修 日中産学官交流機構 特別研究員

7 景気停滞期の中国経済の課題

■柯 隆 株式会社富士通総研 主席研究員

13 新しい天地を切り開けるか  
中国外交と米中関係の行方

■朱 建栄 東洋学園大学 グローバルコミュニケーション学部 教授

17 中国 IT サービス産業の伸長と  
興隆する深圳の製造ベンチャー

■藤代康一 株式会社三井物産戦略研究所 産業情報部 産業調査第一室 研究員

22 TOPICS

## 中国の市場経済の健全な発展と 民生の保障のための法制度整備

■白出博之 独立行政法人国際協力機構(JICA) 中国長期派遣専門家・弁護士

26 省エネ・環境コーナー

## 中国の大気汚染防止行動計画の成果と課題

■中根 哲也 日中環境協力支援センター有限公司 取締役補佐

■大野木昇司 日中環境協力支援センター有限公司 取締役

30 中国ビジネス Q&A

## 工場立退き要請への対応について

■能瀬 徹 上海華鐘投資コンサルティング有限公司 常務副総経理

32 情報クリップ

中華人民共和国駐日本大使館・宋耀明商務公使が宗岡会長を表敬訪問 ほか

### JCNDA NEWS

2017年2月の日中東北開発協会の活動から

# 唯有杜康



一般財団法人日中経済協会常任理事  
電源開発株式会社相談役

前田 泰生

## 電

電源開発株式会社は、国内で水力・石炭火力を中心に約1800万kWの発電設備を有する発電事業者です。当社は、その国内発電所建設運営で培った水力・火力発電技術を活用して海外でエンジニアリングコンサルティングを実施しており、初めて中国に技術協力したのは1985年、浙江省の水力発電でした。爾来、多くの発電プロジェクトに技術を提供してきましたが、昨今では事業分野を投資に拡大し、中国国内で4件の発電プロジェクトに投資を行っています。

当社の中国での事業の歩みは、正に中国国内の電力産業の発展と重なります。当初、技術的に改善余地があった中国の発電事業に当社はエンジニアリングの面で協力していきました。特に石炭火力の環境設備は、往時、日本のような脱硫・脱硝装置の設置はまだ一般的ではなく、大気汚染が徐々に問題になりつつありました。そのような状況下で当社を含む日本の環境設備技術は、非常に高く評価されました。

その後、中国は10年間で10億kWの新規開発2250万kWの三峡水力ダム運開、石炭火力での脱硫設備設置率90%以上と自国の技術力を活用して環境との調和を大切にしながら目を見張るような発展をしています。この流れの中、当社も技術から投資へと舵を切り、現在では投資面で中国の電力産業に貢献しています。

今、中国では経済成長が中度成長に移行し、様々な分野で調整が必要な局面に入りました。電力産業も同

様で、2015年の発電量は、前年比0.2%減と68年以来初めて減少し、16年の発電量は前年の反動で5%増でしたが、平均稼働時間は64年以来最低水準と苦しい状況であり、巷では中国の経済運営に悲観的な意見も出ています。習近平総書記は、「サプライサイドの構造改革強化に力を入れる」と指示しており、今後は電力産業においても過剰設備の整理が進むものと見られます。火力発電産業は冬の時代を迎えたという報道もあります。

今後の中国経済はどうなるのでしょうか。ここで私が思い起こすのは、「三国志演義」に出てくる曹操の詩、短歌行です。この詩の冒頭の出だしは悲壯です。

人生幾何 譬如朝露 去日苦多

人生は幾何か長いだろう、例えれば朝露のようなものだ。苦勞は多く日々は去っていく。曹操の沈痛な面持ちで空を仰ぐ姿が心に浮かびます。今の電力産業の方の気持ちもそうでしょう。しかし、と彼は次に続けます。

何以解憂 唯有杜康

なにをもつてこの憂いを解こう、ただ、ただ酒を飲むことだ。そんな悩みなどなんであろうと、呵々大笑する曹操、満身の笑みで杯を飲み干したことでしよう。曹操の子孫たる今の中国人も、世に蔓延る鬱しい悲観論を笑い飛ばし、軽々と困難を乗り越えていくのではないのでしょうか。唯有杜康、恐るべきかな、彼の国の人。

## SPECIAL REPORT

## 2017年の中国経済・社会分析



## 2017年の財政・金融動向

田中 修 日中産学官交流機構 特別研究員

2016年の中国経済は、依然指標がまだ模様横ばい状態が続いており、17年はインフレ・資産バブルの懸念が出ている。このため人民銀行は金融について、これまでの緩和気味の政策を景気中立型に転換した。他方、19回党大会が開催される17年は、経済・社会の安定が特に重視されるため、財政政策による一層の景気下支えへの期待が高まっており、安定成長と財政規律のバランスをどう図るか、財政当局は難しい選択を迫られている。

12

月14～16日、党中央・国務院  
共催による中央経済工作会议  
が開催された。会議では、当面の国  
内国際経済情勢を分析し、17年の経  
済政策を手配した。本稿は、まず経  
済政策の前提となる、中国マクロ経済  
の最近の変化を指摘し、次に17年のマ  
クロ経済政策の方針を解説する。

## 2016年の経済

## (1) 経済のトレンド

16年のGDPは、17年1月発表の速報値では74兆4127億元であり、実質6・7%の成長となった。これを四半期ごとに見てみると、1～3月期は6・7%、4～6月期は6・7%、7～9月期は6・7%、10～12月期6・8%となっている。

しかしこれは、前年同期比で計算しており、先進国の計算方法のように前期比ベースで見ると、1～3月期1・3%、4～6月期1・9%、7～9月期1・8%、10～12月期1・7%の成長と、公表値とは逆に、7～9月期の成長率より10～12月期の方が鈍化していることが分かる。

ただし、これはあくまで17年1月時点の試算値であり、3カ月ごとに過去にさかのぼって大きく改定されている。絶対的な数値を見るよりは、

トレンドに注意した方がよい。

(2) 成長構造の変化

16年のGDPの産業別構成比で見ると、17年1月の公表時点では、第1次産業8・6%、第2次産業39・8%、第3次産業51・6%であり、第3次産業のウエイトは16年より1・4ポイント高まった。また、成長率への最終消費の寄与率は、64・6%と公表されており、15年の最終消費寄与率59・9%より上回っている。

このように、中国経済の成長構造は、第2次産業・投資依存型から、第3次産業・消費依存型への転換が依然として続いている。

(3) 物価の動向

16年の消費者物価(CPI)は、前年比2・0%上昇と、抑制目標の3%以内におさまった。

他方、工業生産者出荷価格(PPPI)は、15年はマイナス5・2%と大幅なマイナス基調であったが、16年は毎月マイナス幅が縮小し、9月には連続54カ月の下落が終息し、プラスに転じた。しかも、その後の上昇幅が急速に拡大しており、12月には5・5%となり、17年1月は、6・9%とさらに上昇幅が拡大した。16年通年では、マイナス1・4%である。

PPPIが急速に回復した原因とし

ては、①原油価格が下げ止まった、

②人民元レートが下降気味であり、輸入価格が上昇している、③生産能力削減・在庫削減政策の効果が顕在化している、④不動産・インフラ投資が牽引する関連業種の業績が回復している、といった点があげられよう。

しかしながら、この上昇傾向が続くと、PPPIの上昇率はインフレが直近でピークに達した11年7月の7・5%に迫る可能性がある。川上のPPPIの上昇は、約半年のタイムラグを経て、川下のCPIに次第に波及していくので、人民銀行は17年2月17日に公表した「2016年第4四半期貨幣政策執行報告」において、「インフレ期待が高まっております、将来の物価の変化は注意に値する」との判断を示した。これが金融政策の転換にもつながっている。

(4) 住宅市場の動向

16年前半は、北京・上海・広州・深圳といった二線都市と、一部の二線都市の住宅価格が上昇した。このため、不動産取引が活発化する9月・10月に、多くの地方政府が住宅購入制限政策を強化したため、17年1月の全国70大中都市の新築分譲価格は、20都市が前月比で下落(12月は20

市)・45都市が上昇(12月は46都市)と、上昇の頭打ち傾向が見られる。国家统计局は「二線・三線都市は基本的に上昇が止まった」としている。

しかしながら前年同期比では、4都市が下落、66都市が上昇と、依然上昇傾向が続いており、これも金融政策にプレッシャーをかけている。

(5) 消費

16年の小売総額は、前年比10・4%増となった。消費は15年に続き、2ケタベースで安定的に伸びている。このうち、注目すべきは全国インターネット商品サービス小売額(eコマース)であり、前年比26・2%増となった。

(6) 投資

16年の都市固定資産投資は、前年比8・1%増と1ケタの伸びに落ち込んだ。しかしながら、1~7月期に8・1%増となったあとは、基本的に横ばい状態が続いている。

これは、政府のインフラ投資が前年比17・4%増と依然高い伸びを示していること、16年前半の住宅価格高騰を反映して、不動産開発投資が1~7月期の5・3%増を底に伸びが反転し、16年では6・9%増に盛り返したことが大きい。

他方、15年に前年比10・1%増と高い伸びを示し投資全体を支えている

た民間固定資産投資は、16年に入り、生産能力過剰業種の生産削減・設備淘汰の影響を受けて、伸びが急激に鈍化し、1~7月期には2・1%増にまで落ち込んだ。李克強首相が全国にチームを派遣し、落ち込みの原因を調査するとともに、民間投資の活性化を図った結果、9月から民間投資はしだいに持ち直し、16年では3・2%増におさまった。

(7) 外需

16年の輸出はドルベースで前年比マイナス7・7%となり、輸入は同マイナス5・5%であった。輸出入ともマイナスであることは15年と変わらないが、15年の輸出がマイナス2・8%、輸入がマイナス5・5%であったのに

比べ、輸出のマイナス幅が拡大し、輸入のマイナス幅が縮小している。特に11月の輸入は6・7%増、12月は3・1%増と、2カ月連続プラスとなった。このため、16年の貿易黒字は5099億6300万ドルと、15年の5945億400万ドルより大幅に減少しており、外需の成長率への寄与率はかなり大きくマイナスになったと見られる。

(8) 所得

16年の国民1人当たり可処分所得は実質6・3%増と、GDPの伸び

6・7%を下回った。これまで政府は労働分配率を高め消費を振興するため、可処分所得の伸びをできるだけ実質成長率より高めるよう政策努力を行ってきた。しかし、16年に至りその方針が変更されたのである。

習近平指導部は、15年12月の中央経済工作会議において、「サプライサイド構造改革」の5大任務を決定した。そのうちの1つが「企業のコスト引き下げ」であるが、企業のコストの中には人件費が含まれており、これによつて、10年以降続いていた最低賃金大幅引き上げの動きに16年はブレーキがかげられ、所得の伸びが鈍化することとなった。

しかし、今後も所得の伸びと実質成長率の伸びとの差が拡大するようであれば、労働分配率が低下し、17年の消費の伸びは鈍化していく可能性がある。

(9) 雇用

16年の新規就業者増は1314万人となり、年間目標「1000万人以上」を超過達成した。また12月末の都市登録失業率も4・02%と、年間目標「4・5%以内」を達成している。

さらに12月末の98都市有効

求人倍率は1・13であり、9月末・前年同期より、いずれも0・03ポイント上昇した。経済が減速するなか、雇用は比較的安定している。

(10) 財政

16年の全国財政収入は15兆9552億元で、前年度比4・5%増となった。全国財政支出は18兆7841億元、前年度比6・4%増であった。

15年の8・4%増に比べ、財政収入の伸びが大きく鈍化しているが、これは経済の不振というよりも、減税



北京市内の住宅購入には実需も

2017年の中国経済・社会分析

政策が原因である。16年から推進されているサプライサイド構造改革の重大任務として、企業のコスト引き下げがあることは前述したが、このコストには税負担も含まれている。5月に、財政部はサービス産業に係る営業税(売上税)をすべて増値税(付加価値税)に転換した。これは実質的な減税政策であり、減税規模は約5000億元に及んだ。

他方、地方政府の特別会計に相当する地方政府基金収入のうち、国有地使用权の譲渡収入は15・1%増となった。15年度は、この国有地使用权譲渡収入が不動産開発投資の不振を反映して、マイナス21・4%と大きく落ち込み、地方政府は銀行への債務の償還財源がなくなり財政危機に陥った。このことが、投資の新規着工を大幅に遅らせ、投資を低迷させたのである。

これに対し、16年度は不動産開発投資の持ち直しを反映して、国有地使用权譲渡収入が大幅に伸び、他方で財政部が地方債発行による債務借り換えを促進したため、地方政府の投資の新規着工は15年より順調であった。このことも、16年の投資の下げ止まりにつながったと見られる。

(11) 金融

マネーサプライの代表的な指標であるM2の残高は16年12月末155兆100億元で、伸びは前年同期比11・3%増となり、15年12月末に比べ、2ポイントの減速となっている。ただ、1〜4月は比較的高い伸びを示していた。

12月末の人民元貸出残高は106兆6000億元で、前年同期比13・5%増であり、伸びは15年12月末より0・8ポイント減速している。16年の人民元貸出増は12兆6500億元であり、15年より4466億元増加した。

15年は株式市場が激しく動揺し、16年初めも株式市場は不安定であった。前述の人民銀行報告も、「経済の不振れ圧力がかかなり大きく、金融市場にかなり大きな変動が出現した等の多様な原因の影響を受けて、一時期の金融政策は実施の上で、穏健だがやや緩和寄りであった可能性がある」と前半の金融政策が緩和気味であったことを認めている。このため、余剰資金が不動産市場に流れ込み、住宅価格が急上昇したのであろう。

2017年は「安定」を強調

このように経済指標はまだら模様であり、中央経済工作会議は16年の

経済につき、「経済情勢の総体的特徴は、鈍化の中で安定傾向にあり、安定の中で好転し、経済運営は合理的区間を維持し、質・効率が向上した」と肯定的な評価をしつつも、「我が国の経済運営はなお少なからぬ際立った矛盾・問題が存在し、生産能力過剰と需要構造のグレイドアップの矛盾が際立ち、経済成長の内生的動力が不足しており、金融リスクがある程度累積し、一部の地方の困窮が増大している」と構造的な問題が存在することを指摘している。

17年秋の第19回党大会では、政治局常務委員のメンバーが大幅に入れ替わるものとみられる。中国では、しばしば党大会のような大きな政治イベントがあるときは、特に安定が重視される。会議は安定の重要性について、「17年に、安定の中で前進を求め、この政策の総基調をしっかりと貫徹することは、特別重要な意義を備えている。安定は主たる基調であり、安定は大局であり、安定の前提の下で、カギとなる分野である程度(改革の)進展をみなければならぬ」と強調している。

## 2017年の金融動向

### (1) 金融政策の転換

「金融政策は穩健・中立性を維持し、マネーのバブルをうまく調節し、流動性の基本的安定を維持しなければならない」とされた。

16年までの金融政策は「穩健・柔軟・適度」であり、その具体的中身は景気下支えのためのやや緩和気味の運営であった。しかし、17年は金融政策の「中立性」が強調されている。これは、金融緩和に傾斜し過ぎると、16年前半のように住宅市場が、第一線都市、一部の第二線都市を中心に再び過熱し、バブル的傾向を示す危険があるからであろう。

また流動性については、前回会議は「合理的な充足」としていたが、今回は「基本的安定」とするのみで、表現が抑制気味になっている。サプライサイド構造改革の一環である、「企業の資金調達コストの引き下げ」という表現も、今回は削除された。

PP1の急回復・上昇が続くなか、前述の人民銀行報告もインフレ懸念を表明しており、金融政策は実質的に変更されたとみてよい。物価が上昇傾向の中で利下げを行えば、実質金利がゼロ・マイナスとなり、預金やシャドーバンキングに流出するおそれもある。また、FRBが利上げを目指すなかで利下げを行えば、資金の海外

流出・元の切下げ圧力が増大するおそれもある。当面利下げは困難であり、今後のインフレの度合いによっては利上げも視野に入ってくるよう。

この意味で、17年は金融政策よりも、財政政策の景気下支えの役割が、一層要求されることになると思われる。

### (2) 人民元レート

「為替レートの弾力性を増強すると同時に、合理的な均衡水準での人民元レートの基本的安定を維持しなければならない」とされた。

この表現からすると、急激な元安は避け、1日の変動幅を若干緩めながら、じりじりとした元安を容認する方向となる。ただ、どこまで元安が可能かは、米国のトランプ政権の出方次第でもある。もし、トランプ大統領がこれまでの言葉通り中国を「為替操作国」に認定しようとするならば、中国は急速な元安を避けなければならない。外貨準備を犠牲にし、米国債を売却して、引き続き元を買い支えるか、一気に変動相場制に移行するか、中国は難しい選択を迫られることになる。

### (3) 金融リスクの防止

「金融リスクの防止をより重要と位置付け、資産バブルの防止に力を入れ、

システム的な金融リスクを発生させないようにしなければならない」とされた。

住宅市場では資産バブルが懸念されるが、会議は「住宅は住むためのものであって、投機のためのものではない」という位置付けを堅持し、金融・土地・財政・税制・投資・立法等の手段を総合的に運用して、不動産バブルを抑制するのみならず、乱高下の出現をも防止しなければならないとする。

バブルの発生はもちろん問題であるが、14年のように住宅価格が急落すると、不動産開発投資が停滞し、国有地使用权の譲渡収入も減少して地方政府の財政が苦しくなり、債務の返済が滞る。安定を重視する17年は、不動産市場についても安定が重要なのである。

具体的には、マクロ政策面ではマネーをしっかりと管理し、ミクロの貸出政策では自ら住むための合理的な住宅購入を支援し、貸出が投資・投機的な住宅購入に流れることを厳格に制限しなければならない、としている。また、住宅購入には実需もあるため、「住宅の上昇圧力の大きい都市は土地供給を合理的に増やし、住宅用地比率を高め、都市の遊休・効率の低

い用地を活性化させなければならぬ」とし、不足する住宅については供給を増やすとともに、「特大都市は一部都市機能の移転を加速し、周辺の中小都市の発展を牽引しなければならぬ」とし、大都市に人口が過度に集中することを防ごうとしている。

#### (4) 金融改革

「金融監督管理体制改革を深く検討し積極かつ穩当に推進しなければならぬ」とされた。15年の株式市場・外為市場混乱の中で、銀行業・証券業・保険業がそれぞれ異なる監督管理委員会によって所管されていることの非効率性が、党5中全会において習近平総書記から厳しく指摘されている。17年は、通常であれば5年に1回開催される全国金融工作会议の開催の年となる。最大の焦点は、3委員会の統合問題となろう。ただ、これは幹部ポストの削減にもつながるので、そう簡単ではない。

### 2017年の財政動向

#### (1) 財政政策の強化

「財政政策はより積極・有効でなければならず、予算計上は、サプライサイド構造改革を推進し、企業の税・費用負担を引き

下げ、民生の保障を徹底するという需要に適応しなければならない」とされた。

サプライサイド構造改革の5大任務の1つは「企業のコスト引き下げ」であり、これには減税も含まれ、17年に、さらに追加減税が実施されるのが注目される。また、企業のコストには医療・年金等の社会保障負担も含まれており、この引き下げも課題となろう。なお、12月29日に開催された全国財政工作会议は、「営業税を増値税に改めるテスト政策を引き続き



2017年の中国は経済社会の安定を重視

実施かつ整備し、減税効果を拡大する。新たな減税措置を検討・実施する」としている。また、サプライサイド構造改革の他の任務としては、「労働者の再就職がしっかり行われるよう引き続き支援し、中央企業を支援し『ゾンビ企業』を処置する」、「地方政府債務限度額管理・予算管理を強化する。政府債務残高を適切に処理する。地方債発行による既存債務の借換えを強化する」としている。

さらに、社会の調和・安定を特に重視する17年は、民生関係の予算の充実も課題となる。この方面の支出は拡大することになろう。全国財政工作会议は、「支出規模を適度に拡大する」として、貧困扶助・農業・教育・社会保障・医療等の大衆の切実な利益に関わる支出を合理的に計上する」としている。

16年度予算は、財政赤字の対GDP比率を15年度の2・4%から一気に3%に引き上げた。1月24日に発表された16年度の財政赤字は、予算の2兆1800億元を上回り2兆8289億元となっており、これをGDP74兆4127億元で単純に割ると、3・8%となる。中国は、財政の健全化についてEUの基準を参考としており、EUは原則

として財政赤字の対GDP比率を3%以下に抑えなければならぬ、としている。これからすれば、16年度は実質すでに限度を超えるまで財政赤字を拡大しており、この比率をどこまで引き上げるかは、財政規律との関係で議論が続くことになろう。これままで財政改革の推進と財政の健全性維持を重視してきた楼繼偉財政部長が16年11月突然交代した。その後開催された全国財政工作会议は、「財政支出の強度を減じることなく、実際の支出規模を拡大する」としている。

#### (2) 財政改革

中央と地方の権限と支出責任の区分改革は既に方針が決まっており、残る「中央・地方の収入区分」と「地方税体系の整備」が大きな課題となっている。

なお、全国財政工作会议は、このほかに「農業からの移転人口の市民化を支援する健全な財政政策体系を確立する。総合と分類が結びついた個人所得税改革を検討・推進する。資源税改革を引き続き深化させ、水資源税のテスト範囲を拡大する。租税法定の原則を貫徹し、タバコ税等の税制立法をしっかりと行う。環境保護税実施条例・政府税外收入管理条例を起草する」としている。



# 景気停滞期の中国経済の課題

柯隆 株式会社富士通総研 主席研究員

中国研究者にとって、中国経済の実態が分からないときに助け舟となる表現の一つは「転換期」という言葉である。すなわち、いつでも、中国経済は転換期にあると言っておけば間違いはない。まさに絆創膏のような言葉である。むろん、読者の多くは、転換期という言葉聞き飽きただろう。重要なのは、今の中国で何が起きているのか、明日の中国がどうなるのかにある。



今の中国で何が起きているのか、明日の中国がどうなるのか

**振**り返れば、2015年の中国経済は株が暴落し、人民元も大きく切り下がった。それに対して、16年の中国経済は意外にも平穏だった。中国国家統計局が発表した実質GDP伸び率は6.7%と、おおむね市場の予測通りの水準である。17年の経済成長率について、IMFでは6.5%と見積もられている。国務院も6.5%前後の成長を目標として掲げた。そもそもマクロ経済の成長率について0.2ポイントの違いはどんな意味を持つのだろうか。否、0.2ポイントの違いにそれほど意味はないかもしれないが、重要なのは、そのトレンドである。すなわち、16年の成長率は6.7%だったのに対して、17年の成長率目標は6.5%とされ、成長の減速が続くとみられることに重要なメッセージが込められているとみるべきである。

すなわち、17年の政策トレンドは大胆な緩和政策が実施される見込みはなく、基本的に16年のトレンドを継承するということである。17年の中国経済・社会・政治をみるうえで、もつとも重要なキーワードはおそらく「安定」という一言であろう。なぜ安定が重要かというと、17年は政治の年であり、人事の年であるからである。

。習近平政権二期目の人事が決まる年に、指導部はあえてリスクを取って抜本的な改革を行う可能性がほとんどない。要するに、成長しなくても混乱さえしなければ、それで良いという判断になる。

習近平にとり、今までの4年間は、今年のための準備だったといえる。民主主義の政治は合議制であり、指導者にとり重要なのは指導部ないし国民の間でコンセンサスを得ることである。指導者として求められるのは自らの主張をわかりやすく説明するプレゼンテーションの力である。それに対して、専制政治において重要なのは指導者の権威である。権威とは絶対的な権力を手に入れることである。習近平国家主席にとり、16年は画期的な年であろう。なぜならば、自らが指導部の核心として承認されたからである。かつて、毛沢東と鄧小平のいずれも中国の核心だった。天安門事件以降、江沢民元国家主席も核心のステータスを手に入れた。ただし、前任者の胡錦濤前国家主席は核心になれなかった。というのは、江元国家主席がそれに反対したからである。すなわち、習国家主席が核心になれたというのは党内の反対勢力の多くが排除されている証左といえる。

この点は、目下の中国政治を考察するうえで、最も重要なツボである。

### 二期目の習近平政権の経済運営

胡政権（03～12年）からバトンを受け継いだ習政権は、ややアンラッキーだったかもしれない。なぜならば、「改革・開放」政策以降、蓄積された富の多くが胡政権の間、ほとんど使われてしまったからである。特に09年、米国で起きたリーマン・ショックの悪影響を未然に防ぐ名目で、胡政権は突如として4兆元（当時の為替で約56兆円）の財政出動を行った。前代未聞の大規模な財政出動は一時的に景気を押し上げることができたが、その効果は長続きしなかった。

この4兆元の財政出動に対する中国国内の反応も懐疑的なものが多い。朱鎔基元総理の時代、「捆大放小」という手法で国有企業の経営自由化が進められた。具体的には、大型国有企業の国有制は維持されたが、中小国有企業の多くが民営企業に払い下げられた。このような国有企業の民営化は、中国経済の市場経済化への重要なアプローチとして評価されていた。しかし、4兆元の財政出動はほとんどの財政資金が国有企業に注入された。国有企業は、その財源

の一部を不動産市場での投資に投入した結果、不動産バブルが再燃した。同時に、国有企業は財政資金を使って民営企業の買収に乗り出した。このことは中国で「国進民退」といわれている。

習国家主席は、就任早々から不動産バブルと景気減速という難題に直面している。不動産バブルを退治するためには、金融引締政策が有効とみられるが、それによって景気がさらに減速する恐れがある。結局のところ、政策当局は躊躇しながら、景気が落ち込みすぎないようにセレクトティブな金融緩和政策（サービスマネジメントと振興したい産業に限定した金融緩和策）を実施すると同時に、不動産投資に対するコントロールを強化した。

長い間、政府共産党にとり、経済成長の維持はその統治の正当性を実証する証左だった。しかし、中国経済が直面する現実からみれば、従来のような8%以上の高成長を実現することは不可能である。習近平政権になってから、景気減速を肯定的に受け入れるために、無理に高成長を目指すのではなく、6～7%程度の成長を「新常态」（ニューノーマル）と定義した。

むしろ、中央政府は新常态でもいっと考えても、地方政府は地方の雇用や財政などを考えて、無理をしても高い成長を実現しようとする。要するに、景気減速は雇用機会の減少と政府歳入の減少を意味するものである。8%前後の高成長に慣れている地方政府がいきなり6～7%成長の新常态で良いといわれても、それに慣れるには時間がかかる。

いうまでもないことだが、短期間に景気が急減速することは金融システムの安定性を脅かす心配がある。まず、企業は金融機関から借り入れた債務を返済できなくなる可能性が高まる。そして、雇用が脅かされれば、家庭は住宅ローンの返済が滞る心配もある。したがって、高成長から新常态に入っていくには、少し時間をかける必要がある。むしろ、市場は政府がコントロールできる存在ではない。景気の先行きに対する期待が急速に悪化すれば、市場が恐慌に突入する可能性すらある。

二期目の習政権はこうした難題に直面しながら、慎重な政策運営を行ってきた。一つは、大規模な財政出動を行わず、金融の量的緩和を続けている。もう一つは、規制緩和を進め、企業にとってのビジネス環境の改

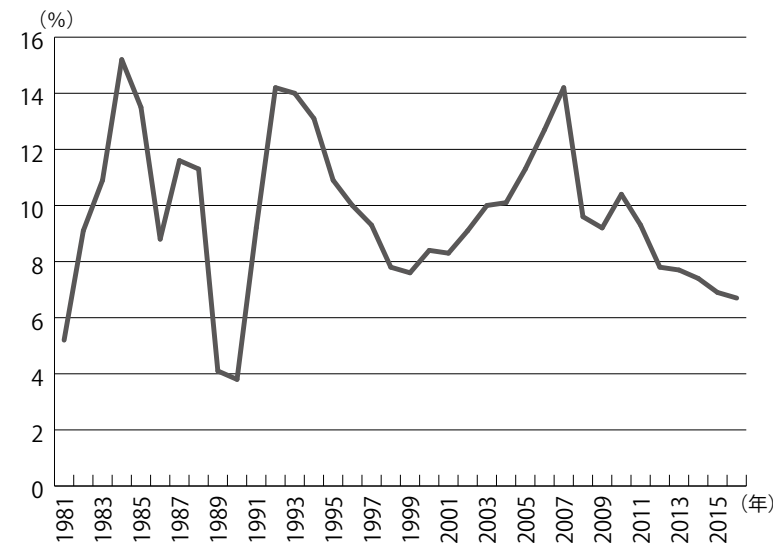
善に努めた。図1に示したのは、中国の実質GDP伸び率の推移である。実質GDPは確かに減速している。その原因は、固定資産投資の伸びが低下していることに加え、消費も伸び悩んでいることにある。なによりも、景気減速に拍車をかけているのは、輸出の落ち込みによるところが大い。

なぜ輸出が落ち込んでいるかについては、人件費の上昇、為替相場の割高と不動産バブルによるオフィスなどの賃料の高騰があげられる。1人当たりGDPが8000ドルを超えた中国において、アパレルや玩具といった低付加価値の輸出製造業は自ずとコスト競争力を失うものである。すなわち、中国が抱えている課題はいかにして産業構造を高度化させるかである。この点は二期目の習近平政権にとっての重要な政策課題となる。

### 都市化の壁

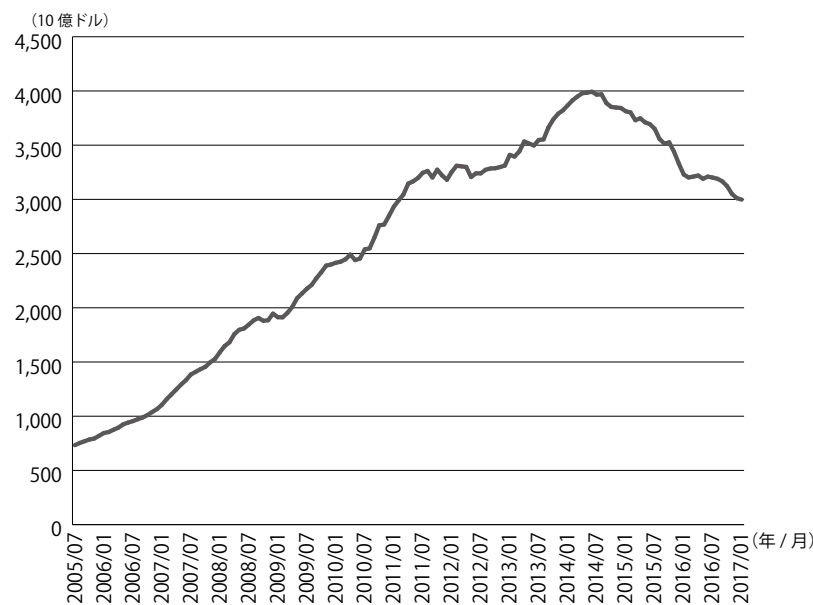
世界の経済発展のシンボルは、鉄筋コンクリートの高層ビルがどれだけ建設されるかということのようだ。中国も例外ではない。40年前の中国に比べ、摩天楼がどれほど建設されただろう。中国政府にとり、摩天楼

図1 中国の実質 GDP 伸び率の推移



(出所) 中国国家统计局

図2 中国の外貨準備の推移(2005年7月～17年1月)



(出所) 中国国家统计局

の数と高さは経済発展の象徴であり、経済発展は共産党統治の正当性の証明である。摩天楼の建設に拍車をかけたのは都市化のトレンドである。李克強首相は、都市化が経済発展をけん引する重要なエンジンと位置付けている。しかし、北京や上海のような大都市はこれ以上人口の流入を受け入れることができない。李克強首相が主張する都市化は、大都市とは別に、新たな中小都市をたくさん開発し、そこに農村住民の一部を移

住させることだ。しかし、中小都市とはいっても、大都市と同じように高層ビルがたくさん建設されている。都市化は、高層ビルなどのハコモノをたくさん建設するため、鋼材、セメント、アルミ、板ガラスなどの建材がたくさん消費される。すでに設備が過剰になっているこれらの産業は、都市化の推進で蘇る可能性が出てくると期待されている。しかし、高層ビルの数からすれば中国はすでに先進国に仲間入りしたといえるか

もしれないが、都市再開発で環境が破壊されている厳しい現実が待ち構えている。中国のような人口大国には、米国のような国づくりとライフスタイルはふさわしいものではないと思われる。北京を例にとってみると、その開発は放射線状に郊外へとどんどん広がっている。もともと、北京の中心部は東京でいう山手線のような「二環路」に囲まれているが、80年代から90年代にかけて「三環路」が作られ、そ

の後、「四環路」、「五環路」、「六環路」へとその同心円がどんどん広がっている。今は、三環路のなかには北京の中心部となり、マンションの価格はニューヨークに匹敵するぐらい高騰している。若者はマイホームとして六環路あたりのマンションを購入するしかない。その結果、昼間は、北京の中心部で仕事をし、夜は北京の郊外にある自宅へ帰る。地下鉄の整備が遅れているため、その交通手段としてマイカーを運転する人が少なくない。その結果、通勤時間と労力が無駄になるだけでなく、環境も犠牲にされている。本来ならば、中国のような人口の多い国は、人々の移動は車ではなく、基本的にレール交通が理想である。しかし、80年代以降、政府は自動車産業を経済発展の支柱産業と位置付け、地場の民族系メーカーを育成すると同時に、外資にも条件付きで開放した。2000年代以降、1人当たりGDPの拡大により、モータリゼーションが加速し、今は、中国の自動車の保有量はすでに1億台を超えている。

近年、北京や上海などの大都市を中心にPM2.5などの大気汚染は年々深刻化している。PM2.5の濃度が高いときに限ってマイカーの通

行を制限する措置が取られているが、車に代わるレール交通システムの整備が遅れているなかで、自動車の通行を完全に制限することはできない。

要するに、中国の経済開発は最初からきちんとしたブランドデザインを行わず、そのときどきの必要性に応じて、思いつきで大規模な都市開発を進めてきた結果、人々の生活と自然環境との調和が完全に壊れてしまった。

### 変動相場制への移行

17年、中国政府にとつてもう一つのチャレンジは為替制度の改革である。1月、中国人民銀行は「中国国内企業（外資系企業を含む）が海外に営業利益を送金する際、これまでの損失分を補てんしてからでなければならぬ」との通達を出した。この通達から読み取れるのは、中国の外貨が本当に不足しているということである。正確に言えば、中国人民銀行は外貨不足を心配している。外貨の海外流失を防ぐために、人民銀行は様々な防波堤を築き始めている。しかし、これらの防波堤はほとんど機能していない。

なぜ外貨が流失しているのだろうか。中国経済は状況的にそんなに悪

いのだろうか。

投資家は、金融資産のポートフォリオを選択し決定するときの決め手として投資先の経済の期待値を最も重視するといわれている。中国政府は、05年7月に人民元のドルペッグを解除し、ドルに対して人民元を切り上げた。それを受けて、投資家、とりわけ華僑系ファンドは、人民元切り上げの為替差益を享受するため、金融資産を海外から中国国内にシフトした。その後、08年に北京でオリンピックが開かれ、10年に上海で万国博覧会が開催された。こうした国際イベントに関連する鉄道や高速道路などのインフラが整備され、中国の景気が一段と押し上げられた。同時に、主要大都市で不動産ブームが沸き起こり、バブルへと突き進んだ。一方、同じ時期の米国経済はサブプライムローン危機とリーマン・ショックに見舞われ、良いところはほとんどなかった。その結果、華僑系ファンドに加え、ユタヤ系ファンドも海外から中国へ金融資産をシフトした。この投機的な金融資産は「熱銭」（ホットマネー）と呼ばれている。

論点を整理すれば、「熱銭」が中国に流れたのは、①為替差益を享受し、②不動産投資のキャピタルゲイン

## 2017年の中国経済・社会分析

を狙うためだった。それに拍車をかけたのは、③米国で起きた金融危機だった。結果的に、ドル建て金融資産が大量に流れたことで、元高が一段と進み、人民銀行が保有する外貨準備は急増したのである。14年8月に、中国の外貨準備は4兆ドル近くに達した。

しかし、この時期（14年）に、順調に発展しているようにみえた中国経済は、すでに多くの潜在リスクを抱えていた。一つは、人民元はドルに対して30%も切り上がった結果、

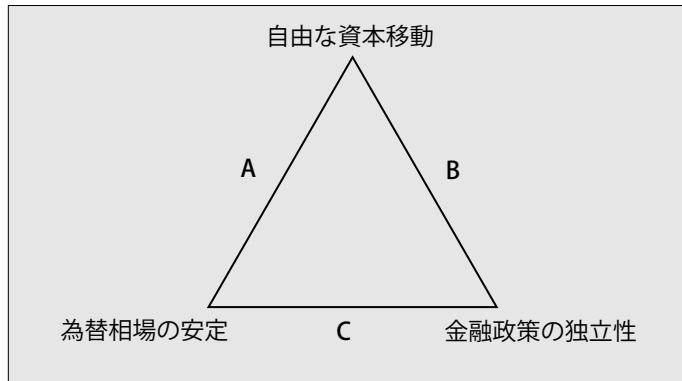
中国の低付加価値の輸出製造業が価格競争力を失いつつあった。しかも、沿海部の主要都市では、00年以降、最低賃金が毎年10%ずつ引き上げられている。人件費の上昇は、輸出製造業にとり大きな負担となった。中国経済にとり輸出は最も重要なエンジンだが、10年以降、低付加価値の輸出製造業は徐々に頭打ちになった。そして、もう一つのリスクは、都市



待たれる為替制度改革

部における不動産バブルの膨張である。オースドックスな考え方でいえば、不動産のような資産バブルを退治するためには、金融引締政策を実施する必要がある。しかし、景気が減速しており、輸出製造業が行き場を失うなかで、政策当局は大胆な金融引締政策を実施することを躊躇した。結果的に、不動産バブルが長期化し、金融システムの安定性が脅かされる

図3 国際金融のトリレンマ



(注) 国際金融において、自由な資本移動、為替相場の安定と金融政策の独立性という三つの目標を同時に達成することができないとされている。どれか一つを放棄する必要がある。

ようになった。

景気が減速するなかで、新たな心配事が現れた。中国の外貨準備が急減し、外貨が不足しがちになっている。14年8月、中国の外貨準備はピークに達し、約4兆ドルに達した。16年12月末現在、中国の外貨準備は3兆100億ドル程度になり、今までの減少ぶりを踏まえれば、17年1月末現在、外貨準備は6年ぶりに3兆ドルを下回った(図2参照)。

外貨準備が足りるか足りないかを議論する前に、中国政府と人民銀行が出した二つの通達を概観しておく

う。一つは、16年12月末に、人民銀行が外貨管理を強化する通達を出した。それによると、居住者による外貨両替の5万ドルこそ縮小されて

いないが、銀行で外貨を両替する際、その資金の使途について申告書の記入を義務付けられている。具体的には、銀行で両替した外貨を使う海外での不動産投資や保険などの金融商品購入が禁止されている。もし虚偽の申告をし、その事実が判明した場合、向こう2年間、外貨両替の資格が停止される。この通達に加え、冒頭で述べた、「外国企業による利益の海外送金に関する通達」が人民銀行によって公布された。それによれば、外国企業は利益を海外に送金する際、これまで計上した欠損を補てんしてからでなければ認められない、ということである。

本来ならば、世界で最も多くの外貨準備を保有する中国は、資本取引規制を徐々に自由化し、為替も自由に変動できるようにすると思われている。05年7月以降、人民元はドルに対して変動するようになったが、為替の調整は政府が行っているため、ダーティ・フロートと呼ばれている。具体的に、人民銀行・外貨管理局の規定によれば、為替相場は、定める中間

レートを中心に、一日の変動幅が14年にプラスマイナス2%に広げられた。すなわち、人民元の為替相場が人民銀行によって管理されている点については従来通りだが、一日の変動幅が少しずつ拡大した。しかし人民元の為替相場は、中国政府が大きく調整しない限り、大きく動く可能性はほとんどない。これはトランプ大統領が中国を為替操作国と名指しして批判するゆえんである。

中国の基本方針は、為替相場も資本移動もできるだけ自由化せず管理しておくことのようなものだ。もともと地下銀行と為替の闇市場が横行する土壌のある中国では、政府による資本移動規制は効果が限定的である。しかし、為替相場が大きく変動しないなかで、為替リスクを心配することなく国境を跨ぐ投機的なホットマネーが大きく往来する。中国の国際収支統計上の誤差脱漏を通じて、その一斑を伺うことができる。

### 国際金融のトリレンマ

投機的な資本移動を抑える一番の方法は、投資家にとってリスクを負わせることである。そのためには、為替相場を変動相場制に移行する必要がある。マンデル＝フレミングモデル

は国際金融のトリレンマを提起している。すなわち、金融政策の独立性、自由な資本移動と固定相場制を同時に実現することができないというトリレンマである(図3参照)。中国のような開放経済の場合、金融政策の独立性を放棄するわけにはいかない。結果的に、資本取引規制がほとんど機能しないため、為替の自由化を実現するしかない。ここでの結論は、中国はいつ完全な変動相場制に移行するかについて予測できないが、時間の問題であると思われる。

繰り返しになるが、現行の管理変動相場制を続けながら、十分に機能しない資本取引規制を継続していくと、資本逃避はますます加速していく可能性が高い。中国にとつて自由な変動相場制に移行することはもはや避けられない。中国経済の現状を踏まえて考えれば、人民元の為替相場の安定を維持しようとする選択はもはやないはずである。なぜならば、国際貿易と対内直接投資がすでに開放されているなかで、長期にわたって資本移動を規制することは不可能である。外為管理を強化することは市場の歪みを拡大させることになる。為替レートは国際貿易の交易条件を定義するもので、市場メカニズムの

役割を果たさなければならぬ。

周小川人民銀行行長は、「目下の中国経済を考察すれば、為替相場の安定を維持するよりも、外貨準備を守るべき」と明言している。現状を非常時とみなせば、一定期間、資本移動を厳しく管理することはやむを得ないかもしれないが、このような状況をもたらしたのは、金融為替制度改革が遅れたからである。現実的に考えれば、中国は向こう3〜5年の間、金融制度改革を進めながら、人民元の変動相場制の移行を実施することになるだろう。それによって、為替のボラティリティが拡大することが予想される。

### 中国経済の景気減速による日本経済への影響

17年の中国経済は、かつてないほど難しい状況に直面している。「改革・開放」初期、資金不足と技術力不足は経済成長を妨げていたが、国民全体は改革を期待し、社会も活況に満ちていた。それに対して、今の中国社会を考察すれば、景気が下降局面にあり、改革も進みそつけない。なによりも、17年の中国経済にとり最重要な米国市場は、トランプ政権の誕生により中国の輸出がこれまで

にないほど難しくなると予想される。そのなかで、貿易収支が赤字に転落しなくても、キャピタルフライトが加速度的に進んでおり、外貨準備はさらに減少する可能性がある。中国経済は、国内の債務問題が重なり、通貨危機が起きるリスクも高まる。

これまでの議論を踏まえて、17年の中国経済の行方を展望してみよう。

まず、経済成長をけん引する三つのエンジンのうち、輸出は交易条件の悪化によりいっそう難しくなると予想される。短期的には、人民元安は輸出製造業のコスト競争力の強化に寄与するが、人件費の上昇はそれ以上急ピッチで進んでいるため、輸出の拡大が期待できない。こうしたなかで見逃せない動きとして、外資の中国離れが加速していることである。この動きに拍車をかける形で、トランプ政権は雇用と資本を取り戻そうとして、多国籍企業に米国への投資の増額を求めている。中国は世界の工場でなくなる日が近いかもしれない。そして、国内消費について家計の消費が緩やかに伸びているが、企業セクターと政府部門の消費は反腐敗の嵐のなかで大きく落ち込んでいる。さらに、投資に対する期待は寄せられているが、上で述べたように、ハー

ドウエアへのインフラ投資は大きく伸びないと思われ、これからはソフトウエアの整備が主流になる。中国には、6億人以上のネットユーザーがいるといわれている。第5世代通信網の整備はこれからの公共投資の柱になる。むろん、これに景気の落ち込みを補うほどのパワーがあるかどうかは明らかではない。

ここで強調しておきたいのは、中国経済が完全に原動力を失ったわけではないということである。中国で最も発展している産業セクターは国有企業が独占していない民間部門である。その典型はネット通販や宅配といったサプライチェーンビジネスである。ネット通販の発展は景気を押し上げる効果が大きい。同時に、既存の店舗が閉鎖に追い込まれるなどのクラウディングアウト効果もみられる。

中国が新たな経済発展を実現するには、手取り早い政策として国有企業を優遇する従来の政策を取りやめ、民間企業の支援に軸足を移すべきである。中国経済を取り巻く環境を考察すれば、中国経済は重要な分水嶺に差し掛かっているといえる。それは国有企業を民営化し市場経済へ突進するしかない、ということである。さもなければ、中国経済はほんとう

に長期停滞の局面に陥ってしまう恐れがある。

中国経済は方向感を失っている。しかし、今年は政治の年であり、人事の年である。習政権は権力基盤の強化に力を注いでいるが、経済に梃子を入れる余裕はほとんどない。

17年の中国経済について、すべてはダウンサイズという一言になる。中国経済は本格的に調整期に突入しているが、その調整期間は普通の国よりも長い。当然のことながら、中国の景気減速は足踏み状態にあるアベノミクスにも影響する。米国のトランプ大統領は米国を優先する政策を打ち出している。それを受けて、日本企業は中国で行っている生産を米国にシフトすることが考えられる。日本企業にとり中国の世界の工場としての役割をもう一度精査しなければならぬ。むろん、米国で本格的な設備投資を行うのもリスクの伴うことである。なぜならば、トランプ大統領が早ければ4年後退任すれば、保守主義からグローバルリズムへ回帰する可能性がある。日本企業は米中という二つの大国の間でいかにバランスを取るかに苦悩する日々がしばらく続くものと思われる。



# 新しい天地を切り開けるか 中国外交と米中関係の行方

朱 建栄 東洋学園大学 グローバルコミュニケーション学部 教授

中国外交の新しい動向は日本からは見えにくい。特に 2016 年後半からの中国外交の「静かな変化」を検証する。

## 新しいトレンドが芽生える世界

**16**年は世界にとって「意外」の連続であった。英国の国民投票で予想に反してEU離脱賛成が過半数を超えた。その前年のロシア戦闘機撃墜で対決の様相を見せていたロシアとトルコの関係は去年7月に起きた後者のクーデターで一気に緊密化し、現在はシリアはじめ中東情勢を主導するコンビになった。何よりも、米国の大統領選挙で、「泡沫」と目されていたドナルド・トランプ候補者がエリート層のほぼ全員の支持を取り付けたヒラリー・クリントンに打ち勝ち、「世紀の大逆転」を演じたことはドラマチックな一年を象徴する締めくくりとなった。

それに比べ、17年はまだ混迷が続く、不確定要因も多く存在するが、筆者は逆説的に、混沌の中で長期的な趨勢が現れ、カオスから新しい方向、秩序が生まれる可能性があると思われる。トランプ政権はその一国中心主義を定着させるのか、それとも挫折（辞任、弾劾の可能性を含めて）して旧来の軌道に戻るか。EU、ロシア、アジアはどこに向かうか。いずれも今年中にその行方が明晰になってくる。

その中でも、中国外交の新しい動

向と趨勢は日本からは特に見えにくいようだ。中国自身の問題もあれば、中国に対するある種のステレオタイプの見方が、客観的な観察と分析を阻害しているのかもしれない。ここでは特に去年後半から始まった中国外交の「静かな変化」を検証し、米中関係の推移と合わせて、その特徴と行方を見出していきたい。

## 「雨降って地固まる」去年後半からの変化

習近平主席はここ数年、魅力的な外交理念と政策を幾つも打ち出している。13年10月に開かれた「周辺外交工作座談会」で語られた「親」「誠」「恵」「容」の4文字からなる周辺外交の基本方針、「二帯一路」構想、AIIB（アジアインフラ投資銀行）の設立などは建設的なもので評価されるべきだ。ただ、中国が主役として絡む東シナ海と南シナ海の緊張情勢はやはり、周辺諸国による中国への疑念、脅威感を払しょくできていないと言わざるを得ない。

16年7月12日、フィリピンが常設仲裁裁判所に南シナ海問題をめぐって中国を提訴した「裁定」が出され、中国の大半の主張が否定された。確かに、中国は06年、「国連海洋法条約」

第298条の規定に基づき、海域境界画定などに関する紛争の仲裁など強制的手続きの適用除外を宣言しており、米国なども自分に不利な国際判決を無視した前例（06年、ニカラグア事件）があり、強制的執行力を持たない今回の「仲裁裁定」は南シナ海問題をめぐる紛争解決には直結しない。もともと、裁定の結果が中国外交に与えた衝撃は、計り知れない深刻さがある。

「裁定」が出た直後、中国の要人はそれを「紙くず」と蹴したり、米国は空母を出動したりするなど、一時的に緊張が高まったが、中国筋によると、中国指導者は内心、軍事衝突の危険性を理解し、緊張のエスカレーションを避けようとしており、ある中国高官は「中国は国際社会の反応を非常に気にしている」「真剣に交渉の軌道に戻ろうとしている」と非公式に語った、という（南海仲裁解放軍鷹派喊打、『世界新聞網』16年8月2日記事）。実際に7月後半、ラオスでASEAN拡大外相会議が開かれた際、中国とASEAN各国外相の共同声明が出され、その中に、拘束力をもつ南シナ海における行動規範（COC）の早期締結の合意とともに、「今日まで居住者のいない島、岩礁、

砂州などの自然構造物に居住する行動を取らないことを互いに約束する」という興味深い一文が入った。専門家の間では、それは、関係諸国はすでに実効支配した島や岩礁の現状維持を黙認する一方、スカボロー礁（黄岩島）などの埋め立てをこれ以上しないことも示唆した「南シナ海の現状に対する暫定的凍結」を意味すると分析された。

それ以後、ドゥテルテ・フィリピン新大統領の10月訪中で中比が急接近し、ベトナム、マレーシアの首脳も相次いで訪中し、南シナ海情勢は新しい展開を見せ始めた。中国はフィリピンに2兆円以上の巨額の援助を約束しただけでなく、フィリピン漁民がいしその巡視船はスカボロー礁海域に戻った。日本ではほとんど報道されていないが、この2月22日、中比両国の海上警察の海上協力合同委員会も発足した。日本が贈与した巡視艇に乗ったフィリピン警察が中国巡視艇と共同で南シナ海をハトロールする日は間もなく来るかもしれない。

その大転換の背後に何があったのか。在米国の中国人学者は、中国が仲裁裁判に自ら参加の権利を放棄したことは不利な結果を招いたことを反省すべきとし、中国の決定には「欧

## 2017年の中国経済・社会分析

米が主導してきた国際法と仲裁などのシステムを内心信用していないこと、文化的には重大な問題を顔も知らない仲裁員の判断に委ねることに抵抗がある」といった背景があると分析し、「国際法という課目の補講を受け、国際化された真の現代国家に脱皮する必要がある」と訴えた（汪錚「南海仲裁案 中国還需要補上国際法這一課」、FT 中文ネット16年7月20日）。

そこで「仲裁裁定」そのものによる「悪影響」（外交上の孤立、米日のさらなる介入など）を必死にかわすとともに、中国外交が新しい調整を行う契機もこれで生まれたようだ。

### 次々と打ち出される新しい外交方針

16年10月に開かれた中国共産党「6中全会」で習総書記は党中央の「核心」との地位が決議された。その後、今秋に開催予定の第19回党大会に向けて「習近平カラー」の内政と外交の新しい方向を明確化する必要性が生じた。また、トランプ氏が米大統領に当選したことも、中国外交の調整を加速化したようだ。

外交調整のシグナルが明示されたのは、アジア安全保障白書の公表と習

主席自らのダボス会議出席およびその演説だった。

国務院新聞弁公室が1月11日に発表した「中国のアジア太平洋安全保障協力政策」と題する白書は全文1万6000字に上り、安保協力政策、安全保障理念、地域主要国との関係、ホット・イシュー、主要な多国間枠組み、非伝統的安保協力、という六つの部分から構成される。白書は米国のオバマ前政権の「アジア回帰」戦略を念頭に、「アジア太平洋地域の枠組みにも重要な深い変化が起きている」と指摘し、①共同発展という経済的基礎の整備重視、②「パートナーシップ」を拡大し、地域を安定させる政治的基盤の強化、③既存の地域多国間枠組みの健全化、④国際法と国際秩序に則って、一連の制度とルール

の早期制定、⑤地域内の軍事交流・協力の緊密化、⑥意見の相違と矛盾を平和的に処理し、紛争の激化を防ぐという6項目の「安保協力政策」を打ち出した。

中国の専門家は、白書のなかに、中国は、米国を中心とした冷戦型の同盟関係も取らなければ、自国の軍事的優位も求めず、各国と重層的、複合的な「安全保障の枠組み」を構築する用意がある、との新しいメッ



セージが込められていると解説している。トランプ大統領の「アメリカ・ファースト」方針によって東アジアに「パワーの真空」が生まれ、中国がそれを埋めるのではという各国の懸念に答えようとしたと思われる。

続いて、1月17日にスイスのダボスで始まった、各国政財界の要人が集まる世界経済フォーラム(WEF)の年次総会(ダボス会議)に、習主席が自ら出席し、基調演説を行い、翌18日、国連のジュネーブ本部でも演説を行った。第19回党大会など政治・経済の課題が目白押しである中で習主席がダボス会議に出席し演説したことは極めて異例だが、それもトランプ政権の登場を念頭に、全世界に対する中国外交の新しいメッセージを発しようとしたためだと考えられる。

ダボス会議で習近平主席が行った「共に時代の責任を担い、共に世界の発展を促す」と題する基調演説は、「経済のグローバル化を揺るがさずに推し進め、開放・ウィンウィンの協力モデル、公正で合理的なガバナンスモデルを築く」よう呼びかけ、「人類運命共同体の意識を確立せよ」と強調し、「中国は意図的な元安を通じて輸出の拡大を図っていくことほしない」と表明した。また、かつて米国指導者が他国の

「ただ乗り」を批判したことを引き合いに、「中国の発展は世界のチャンスであり、各国が中国の発展という急行列車に相乗りすることを歓迎する」と強調した。

続いて国連ジュネーブ本部で行われた「人類運命共同体を共に構築せよ」と題する演説でも、習主席は、平和・共通利益・ウィンウィン・包容といった一連の理念を語り、中国は国連を中心とする国際メカニズムを守り、国連憲章を礎とする国際関係の基本原則を守り、多国主義を支持することを表明した。

南シナ海政策においても、興味深い新しい動向が現れた。中国唯一の南シナ海問題の専門研究機関、南海研究院の呉士存院長が「世界知識」誌今年新年号に論文を掲載し、その中で、南シナ海において「米側の過度な『自由航行作戦』と中国側の島嶼建設の過度な軍事化によって摩擦ないし衝突が生じる恐れを何よりも避けなければならぬ」と指摘した。なお、沿岸国同士の一連の協力を通じて相互信頼を強め、衝突を避け、「南シナ海は周辺諸国の『共通の庭』(共同家園)になる」という運命共同体の意識を育成していく」との文言もあった。

米中双方の「自粛」を並列して呼

びかけ、南シナ海は沿岸国の「共通の庭」になるとの「夢」を外交部の発行する雑誌で語ったのは、南シナ海での米中衝突をぜひとも回避し、沿岸国との関係を根本的に修復したい考えが北京で主導権を握ったことを示している。

### トランプ新政権とのすり合わせを急ぐ

一連の調整が行われた背景に、予測不能なトランプ政権への対応も重要な一因であるに違いない。

中国も日本同様、トランプ氏の大統領当選を予測していなかった。そこで11月の総選挙後、

トランプ氏本人とそのチームとのパイプ作り、政策のすり合わせを急いだ。

16年5月31日付NYタイムズ紙のスクープによると、1990年代初め頃、倒産寸前のトランプ氏が起死回生策として香港財閥にマンハッタンに持っている土地の共同開発を持ちかけ、十数年にわたる提携関係をもった。そのパートナーの一人は15年より、経団連会長相当の香港貿易発展局主席を務めている。このパイプが中国指導部によってトランプとの関係構築に活



17年1月、当地ダボス会議で習近平主席が演説

用されたと言われる。

続いて16年末、世界的に有名な「アリババ」総裁の馬雲氏がトランプ氏と会い、米国中小企業の製品を中国に売るネットワークの構築で100万人の新規雇用を創出すると提案し、大いに喜ばれた。馬雲氏が表の経済人パイプだとすれば、中国の安邦(AB)保険グループの呉小暉会長(本人は太子党、夫人は鄧小平ファミリーの一員)は陰のパイプとなっており、呉会長はトランプの娘婿クシュナー氏と大

統領選の直前にマンハッタン開発の契約を結んでおり、太いパイプを作っている。クシユナー氏はユダヤ系であり、ユダヤ人はかつて第二次大戦中に上海で3万人以上の流浪した同胞が収容されたことで大抵、中国に良い印象を持つが、クシユナー氏が今年1月に大統領の上級顧問を務めることになったことは、トランプ政権と中国との政治的パイプの樹立を意味した。

しかし、トランプ氏自身はもともと国際政治の素人で、何でもティール(取引)に使えよとの発想の持ち主で、一時期、台湾をめぐる「二つの中国」という微妙な均衡を打ち破る発言をした。トランプ氏の周辺も保守派、特に中国に厳しい姿勢を取る面々で固められている。そのため、米新政権と中国との緊張・摩擦を予想する評論家が多かった。実際に1月20日の大統領就任後、トランプ氏は日本、ロシアを含め、十数人の外国首脳と直接もしくは電話の会談をしたが、中国首脳とは行われていなかった。

どうも米中間の政治パイプの開通は、クシユナー氏がホワイトハウス入りし、またティライソンが国務長官に就任してからだったようだ。2月1日、大統領の長女イバンカ氏がチャイナドレスで着飾ったその娘を連れてワ

シントンの中国大使館を訪れた。その日、崔天凱・中国駐米大使がクシユナー氏と秘密会談を行ったことも明らかになっている。数日後、両国首脳間の長時間の電話会談が行われ、トランプ大統領は「二つの中国」の政策を守る重要性を理解していると伝え、習主席は「高く評価する」と答えた。一週間後、ティライソン国務長官と王毅外相の会談もG20の外相会合に合わせてドイツで行われた。ほぼ同時に、ムニエーチン米財務長官は中国の汪洋副首相らと初めての電話会談をした。

一連の会談を通じて、トランプ新政権と中国とのパイプが樹立され、双方が貿易摩擦、軍事対決にいきなり突入する事態は回避されたといえる。日米首脳会談直後の記者会見で安倍首相が指名した日本人記者は、米国のアジア太平洋地域の方針に変更はあるかと質問し、「日米対中国」との発言を引き出そうとしたが、トランプ大統領は、自分は「中国の主席と素晴らしい電話会談をした。私たちは仲良くなるとうとしている。日本にとってもそれはとても利益になる」と答えた。

その後、米空母「カール・ビンソン」などの艦船は「定期的な作戦行動」の一環として南シナ海に入ったが、中

国外務省報道官は「航行および飛行の自由の名のもとに、中国の主権と安全を侵害しようとすることに断固反対」と述べて牽制したものの、実際に南シナ海の現場では緊張と対峙は生じなかった。

### 長期的にG2の可能性も

2月中旬、北朝鮮指導者金正恩の異母兄正男氏がクアラルンプールの空港で殺害された事件の直後、中国は「国連安保理決議の順守」を理由に、北朝鮮の外貨収入の4割を占める石炭の輸入禁止を発表した。北朝鮮のむごいやり方にあからさまな不満を見せるとともに、トランプ大統領の「二つの中国」原則への復帰に対する見返り、そして国際問題をめぐる米中協力への意欲を示したとも分析されている。

今後の米中関係について、特に経済面においてトランプ氏は国内の四面楚歌の局面をかむすため、中国を叩くこぶしを振り上げるとの見方がある。中国のネットでは、3月に開催されるG20財務相・中央銀行総裁会議の後、米中経済摩擦が表面化するのはとの観測が出ている。ただ、トランプ新政権は事実上、中国を為替操縦国に指定する公約を取り下げており、い

きなり中国からの輸入製品に高額課税する可能性も遠のいており、激しい経済戦争は回避されると見られる。

米国の民主党政権はいつも人権や価値観やらでうるさいが、共和党政権は実利重視で、取引が可能と、中国でよく見られている。ただ、合意するまで、中国と歴代の共和党権とは最低半年間、最長一年半ぐらいの水面下の激しい駆け引きが行われていた。たとえばキッシンジャーの秘密訪中(1971年)、台湾をめぐる「817 コミュニケ」(レーガン時代の82年)はそのような駆け引きの結果として現れた。今日の中国は間もなく経済力で米国に追い付く自信を強めており、30年間の改革開放政策の成果が米中間の緊張によつて台無しになることをぜひ避けたいので、すべての資源を駆使してトランプ政権と新しい妥協、取引を目指すと思われる。その行き先に、米中両国が経済貿易面だけでなく、外交面でもある種のルールもしくは暗黙の了解に至り、事実上のG2の局面を形成する可能性がある。

日本外交はこのようなたたかな米中関係に、もっと多くのシナリオを用意して対処していかなければならぬ。

# 中国 IT サービス産業の伸長と 興隆する深圳の製造ベンチャー

藤代康一 株式会社三井物産戦略研究所 産業情報部 産業調査第一室 研究員

経済成長と所得水準の向上を背景に、中国で新しい企業が次々に生まれている。その中で大きな割合を占めるのが、スマートフォン（以下、スマホ）を基点とする消費に関わる IT サービス企業である。その多様なサービスは、日本を遥かに超えて進んでおり、中国経済の新たな成長エンジンとなっている。

IT サービス産業の伸長が目立つ一方で、製造業においても注目すべき動きがみられる。深圳で勃興する製造業ベンチャーである。かつての深圳は、労働集約的な製造業が主であった。その為、人件費上昇により、労働コストで優位性を持つ東南アジア低所得国と技術力の差が大きい先進国との板挟みによる衰退が予想された。しかし、深圳ではこれまで築いてきた産業基盤を活用し、新たな企業が登場している。

次々に登場する新たな IT サービスと、ものづくりの基盤を有する中国の姿は、さながら、米国のシリコンバレーにおける新ビジネス創出機能と日本の大田区などが持つものづくりの基盤を併せ持っているようにも見える。

## 新産業創出の動き

**か** つて年率10%を上回っていた中国の経済成長率も今や6%台へと減速する中、中国経済は、新たなビジネスの育成と産業構造の転換を迫られている。

中国政府は、企業による研究開発や高付加価値製品の開発・市場投入を促すような政策や、草の根レベルのイノベーション創出を重視する「大衆創業・万衆創新（国民による創業・イノベーションを呼びかけるスローガン）」（2015年6月公表）政策を打ち出している。政府が整備した全国2300カ所以上のインキュベーション施設「众创空間」では、日々、多数の起業が行われている<sup>注1</sup>。

こうした政策的支援もあって、中国の新規企業開業率は、13年の18%から16年の25%へと伸長した。これは日本の開業率5%はもろろん、米国の同10%をも大きく上回っており、中国で新産業の担い手が多数誕生していることを示している。

## 伸長する IT サービス産業

これら新規企業の中には、中

国で急速に普及したスマホを基点とする消費に関わる IT サービス企業が多い。中国の上位企業時価総額の産業別内訳（15年末時点、当社集計）をみると、00年には石油や鉄鉱など資源系が中心であったが、00年代中頃には国有企業の民営化が進んだ金融業が増加、そして15年末には IT サービス企業が拡大している。中国政府が00年代はじめから IT 分野を強化する方針を打ち出し、通信インフラを拡充してきたことや外資の参入を規制したことも、これらの企業の成長につながった。

16年9月6日には、中国 IT



自転車シェアリング「モバイク」(左) とスマホアプリの画面

表1 日中韓の時価総額上位企業

順位	2000年(12月末時点)					2016年(12月末時点)				
	企業名	国名	業種	世界順位		企業名	国名	業種	世界順位	
				2000年	2016年				2000年	2016年
1	NTTドコモ	日本	通信	16	90	騰訊【テンセント・ホールディングス】	中国	インターネットソフト	-	13
2	トヨタ自動車	日本	自動車	27	30	中国工商银行	中国	銀行	35	17
3	NTT	日本	通信	29	92	アリババ・グループ・ホールディング	中国	インターネットソフト	186	20
4	中国移動【チャイナ・モバイル】	中国	通信	35	22	中国移動【チャイナ・モバイル】	中国	通信	27	22
5	ソニー	日本	電気・電子機器	79	308	サムスン電子	韓国	電気・電子機器	-	25
6	みずほフィナンシャルストラテジー	日本	銀行	90	-	中国石油天然気【ペトロチャイナ】	中国	石油・ガス精製	-	26
7	和記黄埔【ハチソン・ワンポア】	中国	一般産業	96	-	中国建設銀行【チャイナ・コンストラクション】	中国	銀行	-	29
8	武田薬品工業	日本	医薬・バイオテク	97	347	トヨタ自動車	日本	自動車	-	30
9	松下電器産業	日本	電気・電子機器	104	473	中国農業銀行	中国	銀行	-	47
10	セブン・イレブン・ジャパン	日本	小売	112	-	中国銀行【バンク・オブ・チャイナ】	中国	銀行	303	49
11	東京三菱銀行	日本	銀行	115	93	中国石油化工【シノベック】	中国	石油・ガス精製	-	79
12	本田技研工業	日本	自動車	156	183	中国平安保険(集団)【ピンアン・イン】	中国	保険	-	80
13	野村証券	日本	金融	160	537	中国人寿保険【チャイナ・ライフ・インシュラ】	中国	保険	-	83
14	東京電力	日本	エネルギー	165	1,831	NTTドコモ	日本	通信	419	86
15	住友銀行	日本	銀行	169	-	NTT	日本	通信	16	92
16	キャノン	日本	電気・電子機器	180	288	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行	29	93
17	NEC	日本	電気・電子機器	182	1,724	ソフトバンクグループ	日本	通信	364	113
18	日立製作所	日本	電気・電子機器	184	452	友邦保険控股【AIAグループ】	中国(香港)	保険	-	128
19	長江和記実業【シーケー・ハチソン・ホールディングス】	中国	一般産業	185	-	KDDI	日本	通信	317	132
20	中国石油天然気【ペトロチャイナ】	中国	石油・ガス精製	186	26	日本たばこ産業	日本	パーソナル用品・家庭用品	-	133
21	富士通	日本	電気・電子機器	189	1,062	招商銀行	中国	銀行	-	141
22	村田製作所	日本	電気・電子機器	194	383	貴州茅臺酒	中国	食品・飲料	-	150
23	恒生銀行【ハンセン・バンク】	中国	銀行	214	-	交通銀行【バンク・オブ・コミュニケーション】	中国	銀行	-	160
24	さくら銀行	日本	銀行	224	-	百度【バイドゥー】	中国	インターネットソフト	-	164
25	新鴻基地産発展【サンフンカイ・プロパティーズ】	中国	不動産	232	-	日本郵政	日本	保険	423	168
26	日本オラクル	日本	ソフトウェア	234	1,844	中国海洋石油【CNOOC】	中国	石油・ガス精製	156	169
27	松下通信工業	日本	電気・電子機器	239	-	ゆうちょ銀行	日本	銀行	-	177
28	東日本旅客鉄道	日本	運輸	241	334	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行	852	178
29	日産自動車	日本	自動車	247	245	本田技研工業	日本	自動車	185	183
30	ローム	日本	電気・電子機器	252	1,850	上海浦東発展銀行	中国	銀行	717	193

(注) 2000年のアミ掛け企業は、日本の製造業企業。2016年アミ掛け企業は中国ITサービス企業。(出所) Bloomberg

サービス大手・騰訊(テンセント)の時価総額が、2兆香港ドル(約26兆6000億円)と、初めて日本企業で最大のトヨタ自動車(21兆円弱)を上回りアジア最大となった。テンセントは、チャットやモバイル決済、送金など、幅広いサービスを提携し、登録ユーザー数は11億人を超える。かつて製造業を中心に日本企業が上位を占めたアジアの時価総額ランキングをみても、中国ITサービス企業が大きく勢力を拡大していることがわかる。

このように、中国のITサービス産業は、BAT(バイドゥ、アリババ、テンセント)など世界的に見ても巨大な企業を擁し、中国経済の新たな成長エンジンとなっている。現在、中国のスマホ普及率は58%超(日本は39%)で、7億9000万人が利用する巨大な消費市場の基盤になっている。次の成長市場と見込まれるシェアリング・エコノミー市場<sup>注2)</sup>やIoT分野でも、スマホを活用したサービスの動きが活発である。

16年に急速に普及したモバイク社が展開する自転車シェアリングサービス「モバイク」は、ユーザーがスマホにアプリをダウンロードし、保証金300元(約5000円)を

支払えば、登録が完了する。GPSによつて地図上で利用者の居場所に近い自転車の位置を確認して、すぐに使い始めることができる。利用料金(平均8円/30分)が安く、指定された場所ではなく、どこでも乗り捨て可能なことが人気の一因となっている。16年12月時点で、アプリのダウンロード数は1900万に至り、今後は1億まで届くと予想されている。同社は、こうして得た多くの会員やその行動パターンのデータを蓄積し、銀行、観光、ホテル、飲食、教育等へサービスの拡大をしようとするなど、新たな展開をみせている。17年に入つてからは、シンガポール政府系投資会社テマセク、IT大手テンセント、鴻海精密工業傘下のフォックスコン<sup>注3</sup>などから3億ドル超の資金を調達し、欧米でのサービス展開の準備を進めている。

この他にも、利用者数が約1億6000万に達しているライドシェア(配車サービス)分野、中国シェアリング企業で初の上場企業を生み出した民泊分野、行列の並びや買い物など求められるニーズには何でも対応する代行サービス分野など、スマホと結び付いたサービスが次々に生まれている。

中国ではクレジットカードが普及する前にスマホが普及し、その中で決済が可能となったこと、また、「モバイク」や「民泊」など日本では規制される分野でも、新しいことはまず採用してみようというやり方が中国行政にあることも、新産業の創出と拡大につながっている。

### 中国ITサービス産業の次なる展開

13億人という巨大な人口規模を背景に、中国ITサービス産業はさらなる伸長が見込まれる。特にBAT3社は、高い営業利益率<sup>注4</sup>によつて強い財務体質を有し、次なる成長分野へと軸足を移そうとしている。そのキーワードとなるのは、ビッグデータ、人工知能(以下AI)、ミレニアル世代<sup>注5</sup>である。3社はこれらの次世代技術に集中的に資金を振り向け、すべての産業をスマート化<sup>注6</sup>する道筋をつける。

世界最大の利用者数を持つ中国スマホ消費市場からは、人間の行動パターンに関する様々なデータが蓄積でき、莫大な人口をベースに収集した顧客データを基にAIを活用し、次なるサービスの開発を目指している。具体的な取り組みとしては、自

社の顧客ニーズに対応したアプリの開発がある。例えば、ヘルスケアの分野では、生活レベルが向上したことで健康維持・増進への意識が高まっていることから、生体センシングによるデータ収集・分析により、ストレス解消や睡眠の質改善につなげるサービスなどが普及しつつある。こうしたデータの蓄積をベースに、遠隔医療サービス等への展開も見込まれている。

また、AIを活用した対話型サービスアプリもその一つである。デジタルネイティブとして注目されるミレニアル世代は、文字入力に伴うメールのやりとりを煩わしく感じ、音声認識による対話形式でのスマートフォン操作を好む。例えば、バイドゥは、AIを利用したチャットサービスの受け答えに、ミレニアル世代に人気のある声優の声を採用し、ニーズをつかんでいる。また、ミレニアル世代は、サービスの提供側においても担い手の中心となっており、BATは優秀なミレニアル人材を高額報酬で獲得し、トライアルアンドエラーで矢継ぎ早に新しいサービスを開発・投入している。

12年以降、中国が新たに取得したAIに関する知的財産権の数は毎年

米国を上回っており、AI関連企業による資金調達規模は米国に続く2位を保持している。また、ディープラーニング分野の論文発表数および引用数においても中国は米国を上回るなど、勢いを増している。

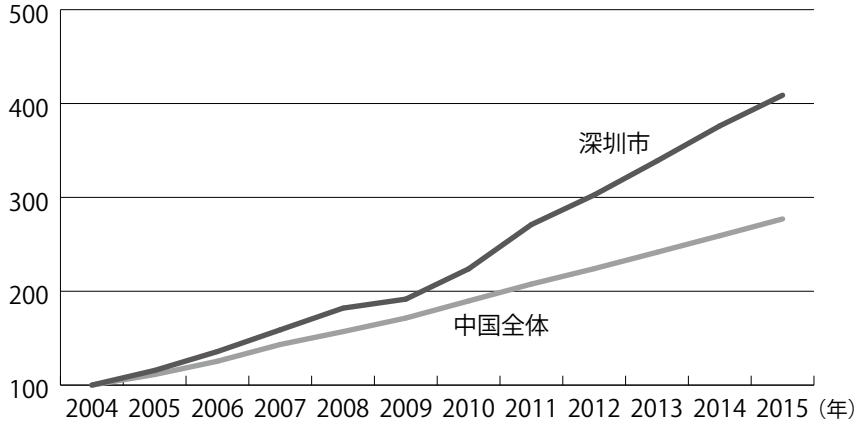
BAT3社は今後、中国市場で培ったノウハウをベースに、そのプラットフォームビジネスの東南アジアやフリカへの拡充を図ると見込まれる。この3社は、新たな市場を獲得することで開発コストを下げるだけでなく、それぞれの市場ニーズにカスタマイズしたサービスから得るデータをさらに蓄積し、新しい事業を創出する好循環に入っていくと予想される。

### シリコンバレーにもない深圳モデル

ITサービス産業の台頭が目立つ一方で、製造業においても注目すべき動きがみられる。その二つが、深圳で次々に誕生している製造ベンチャー企業群の存在である。

深圳の製造ベンチャーの代表的な存在といえる、ドローン業界最大手のDJI(未公開企業)は、06年に深圳で創業され、現在では約6000人の社員が働く大企業に成長した。ドローンの世界市場シェアの70%以上

図1 深圳市の実質 GDP 伸び率 (2004 年= 100)



(出所) 深圳市政府および中国国家统计局をもとに戦略研究所にて作成

たことから始まったともいわれている。電子回路の製造を経て半導体を製造できるまでになり、さらにスマホの製造にまで発展した。ドローンの部品の多くはスマホ部品と共通しており、DJIの製品は、このような深圳の産業集積を使えたことが大きい。

DJIは、巨大な中国市場を得て、大量生産によってコスト優位を得て、この分野で一気に世界市場を支配して行き、現在でも高性能スタビライザ<sup>注7</sup>などのスマホ関連商品群を開発して、次々に市場に投入している。DJIはこれまでの多くの中国企業のように国内のガリバー企業ではなく、グローバル市場においてもリーダー企業となった。

深圳ではこのほか、教育用ロボットを開発・製造するメイクブロック社、世界最薄のタッチパネルを開発する柔宇科技(ロヨル)社など、ユニークな製造企業が次々登場している。こうした企業に支えられて、深圳のGDPは全国平均を大きく上回る伸びを示している<sup>注8</sup>。

遑れば、深圳にはDJIの様な製造ベンチャーが生み出される土壌があった。もともと小さな漁村に過ぎなかつた深圳は、中国政府の改革

を占める。創業者でCEOのフランク・ワン氏は、杭州出身で香港科技大学在学中にドローンの中核技術(空中制御技術であるフライトコントロール)を開発した。深圳に拠点を構えて高性能かつ安価な製品で市場を席捲し、事業を急拡大した。DJIはなぜ深圳で生まれたのだろうか。

深圳地域の製造業は、もともとはデジタル時計のコピー製品を製造し

## 2017年の中国経済・社会分析

開放政策のなかで、1979年に輸出特区、80年には経済特区に指定された。優遇政策によって、外資系企業の工場が多く進出し、深圳は、中国最大の製造業の集積地となった。88年には、今ではアップルを支える鴻海精密工業が、台湾以外で初めての工場を深圳に建設している。

また、土地・建物や、資金提供など手厚い行政支援を受けて、同じく80年代にはファーウェイ、テンセント、ZTE等の今では中国を代表する企業が誕生した。深圳市政府による企業支援は、現在でも、中国の他都市の中でも抜きん出ており、起業支援でも、有望事業には最高500万元(約8500万円)を支給するなど、潤沢な支援金を準備している。

この発展段階において、深圳の最大の特徴である産業集積(サプライチェーン)が築かれた。広さが秋葉原の30倍という電気街、華強北(ファーチャンベイ)には、エレクトロニクス製品に必要なあらゆる電子部品を扱う店舗が集まり、深圳では必要な部



華強北の一角

品が2時間ですべてそろおうと言われている。これほど多様な電子部品がすぐに手に入る場所は、世界のどこにもない。

また、深圳にはかつて山寨(シャーンジャイ)工場(偽物のスマホなどを非合法に製造する工場)が数多く存在したが、現在ではこれらの中小工場が次々と出てくる新製品の小ロット生産を受託する役割を果たしている。こうした集積によって、部品調達から試作品組立において、「深圳での1週間は、シリコンバレーでの1カ月に匹敵する」といわれ、世界の製造ベンチャーの一大拠点となっている。

**資金と人材を引き寄せる深圳**

製造ベンチャーが深圳に集まるもう一つの大きな理由に、投資先を求める巨額の資金との出会いがある。深圳

に集まるベンチャーキャピタル（VC）やプライベート・エクイティ・ファンドの数は、約5万機関で、資本規模は、中国全体のベンチャー資金の約3分の1に当たるといふ。この中には、深圳の製造ベンチャーにとって重要な資金の供給源になっている中国IT大手や米国VCも含まれている。

ファーウェイ、アリババ、テンセントなど中国IT大手は、自らのインキュベーション施設で、技術と資金を提供し、手足となる会社を育て、新事業創出を図る。また、シリコンバレーのIT大手やVCも伸びゆく深圳の獲り込みを狙い、深圳に拠点を構え始めるなど、巨大な中国市場へのアクセスと新しい人材や技術の発掘を図っている。

さらに、巨大な市場と資金は、国内外から多くの人材を呼び込んでいる。ファーウェイ、テンセント、ZTE、レノボ等IT関連の研究開発拠点は深圳に集中している。これら大手企業の幹部人材が部下を引き連れ、起業することも少なくない。機会を求めて若く優秀な人材も数多く流れこんでいる。16年にはノーベル物理学賞を受賞した中村修二氏もレーザー照明技術の実験室を深圳に設立した。かつて中国の改革開放の

尖兵であった深圳は、中国の他地域や海外からの人材を数多く受け入れてきたことで、外部に対して非常に開放的な気風が生まれた。

80年にわずか3万人であった人口は、現在では1200万人<sup>注9</sup>である。65歳以上の割合が全国平均8%程度に対して深圳は3%程度で、平均年齢は33.6歳と若い。その中心は、80年代以降に生まれた新しい価値観を有する中国新世代の「80後（バリンホウ）」である。

おわりに

クラウドやスマートフォンといった基盤を誰もが簡単に利用できるようになった現在では、世界の各地で消費者のニーズを捉えた新しいサービスが次々と生まれている。スマホ利用人口が世界一の中国では特に顕著で、消費者に近いところで、その動きが加速している。しかし、新しいサービスを具現化する製品（モノ）のアイデアがあつたとしても、実際にモノを作るための基盤がなければすぐには製品化できない。シリコンバレーにもない深圳の強みは、そうした新しいアイデアをすぐに製品につなげて市場に投入するための製造業の集積を持つていることにある。

次々に登場する新たなITサービスと、ものづくりの基盤を有する中国の姿は、さながら米国のシリコンバレーと日本の大田区の機能を内包しているようにもみえる。日本国内では、中国のITサービス産業や新たな企業群に対して、米国企業のサービスのコピーであることだけを切り取り、否定的に捉える向きがある。

しかし、かつて本田宗一郎氏が、「イノベーション創出ができるのは30代まで」<sup>注10</sup>と述べた言葉を借りれば、若くて優秀な人材が日々凌ぎを削る中国の方が、我が国よりも早く次なるイノベーションを創出する可能性がある。日本は、謙虚に中国の優れた点に学び、将来への方策を再考する必要があるだろう。



（注1）創業初期段階での、オフィススペースの提供や市場開拓、少額資金提供などのサポート機能を備えた施設。  
 （注2）中国のシェアリング・エコノミー市場の規模は、約1兆9500億元（約34兆円）で、20年まで毎年40%の伸長、市場規模はGDP全体の10%以上と見込まれている。（中国・国家情報センター）  
 （注3）フォックスコンはバイクの自転車生産1000万台（17年）を担うとい

われている。

（注4）バイドウの営業利益率は約18%、類似企業のグーグルは約26%。アリババは同約29%、類似企業のアマゾンと同約2%。テンセントの営業利益率は約40%、類似企業のフェイスブックは同約35%。

（注5）80年以降生まれの30代半ばまでの若者を指し、デジタルネイティブとしてソーシャルメディアを使いこなす。既存の枠組みにとられない柔軟な発想を持つとして、世界共通で注目されている世代。

（注6）中国政府は、街、住宅、クルマ、健康医療など様々な場面、あらゆる産業のスマート化（ICT化）を目指す。

（注7）ドローンの動きを制御する技術を使って撮影画像のブレを補正する装置。

（注8）16年度深圳市のGDPは1兆9400億元（約31兆円）という高い実績をあげている。

（注9）深圳市の発表による。常住人口1200万人。流動人口は1400万人程度。

（注10）トーマス・エジソン（21歳）のGE、松下幸之助（24歳）の松下電器、井深大（38歳）、盛田昭夫（25歳）のソニー、ステイブ・ジョブス（21歳）のアップル、ラリー・ペイジ（25歳）のグーグルなど、事業創造やイノベーションのほとんどは20代、30代の人材が創出してきた。

# 中国の市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備

白出博之 独立行政法人国際協力機構（JICA）中国長期派遣専門家・弁護士



訪日研修での白出弁護士

急速な経済社会の成長がもたらした諸問題に直面している中国。従前、中国に対する政府開発援助（ODA）事業の大部分を占めていた有償資金協力（円借款）および一般無償資金協力はすでに新規供与を終了していますが、現在 JICA は、外務省の対中 ODA の基本方針に沿って、協力の必要性が真に認められる分野における技術協力等を実施しています。

本稿では、現在進行中である中国に対する法制度整備支援プロジェクト（以下「PJ」と略称）について、これまでの経緯と主な成果、および同PJの視点から中国における立法動向について紹介致します。

## TOPICS 対中 ODA 事業としての 法制度整備支援

（1）我が国の特色ある ODA 事業の一つとして法制度整備支援事業があります。法制度整備支援とは、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援することであり、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援の3つが基本的な柱とされています。

理念的には、世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものであること、また、法制度整備支援は「法の支配」を重視し、その強化を国際社会に訴えてきた我が国として、将来に渡り、国際社会における名譽ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要があるとされています。<sup>注）</sup>

1996年のベトナムに対する

PJを嚆矢として、共産主義国の市場経済化支援や紛争終結国の復興援助（司法制度再構築・人材育成）のため、我が国が ODA 事業として法整備支援を開始してからすでに20年を経過しています。特に近年ではアジア諸国における投資環境整備の二環として、またアジア・アフリカの紛争影響国における国造り支援の一環としても法整備支援に対するニーズが高まっており、その対象分野・対象国もさらに拡大しているところです。<sup>注）</sup>

（2）中国では99年の憲法改正に際して「依法治国（法による国家統治）」を実行し、社会主義法治国家を建設する「条項が明記され、かつ2010年をめどに社会主義市場経済における法システム構築が国家目標として掲げられていたことが背景にありました。JICAは、01年10月の外務省「対中国経済協力計画」に基づく対中 ODA 事業として『改革・開放支援』を知的財産権の保護、WTO協定の遵守、国際課税等税務行政の充実、証券市場の整備、独占禁止法運用等における技術協力・人材育成支援を開始し、『健全な市場経済化の推進』を法制度整備面から支援する事業として04年11月に「経済法・企業法PJ」を実施しました（カウ



ンターパート（以下C/Pと略）機関は商務部。05年会社法・証券法、06年企業破産法、07年独占禁止法・市場流通関連法規等を支援。

(3) 中国では経済・社会の急激な発展に伴う訴訟事件が増加し、特に新類型事件が増えて訴訟手続を定める訴訟法が一定分野では人民の司法ニーズを満たすことが困難となり、第11期至人代五カ年計画では刑事、民事、行政の三大訴訟法改正が課題とされました。これに対応すべく、JICAは法律起草担当機関である全国人民代表大会大会常務委員会法制工作委员会（以下「全人代・法工委」と略称）民法室をC/P機関とする「民事訴訟法・仲裁法改正PJ」を07年11月に開始し、さらに枠組みを拡大して09年に権利侵害責任法（不法行為法）、10年に涉外民事関係法律適用法の制定を支援しました。

中国側に対する日本法の知見提供は、学識経験者、法曹・法律実務家からなる国内研究会ないしアドバイザーグループを組織し、中国側からの質問を踏まえた講義・質疑応答、実地見学等を、法工委メンバー等による訪日研修、および日本から短期専門家を中国に招聘して研究討論会形式で行う現地セミナーによって実施

しています。

10年開始の国別研修「民事訴訟法および民事関連法」では、支援対象法令を民事訴訟法に加えて民事関連法（相続法、消費者権保護法、著作権法等の改正支援）に拡大し（10～13年）、さらに12年開始の国別研修「行政訴訟法および行政関連法」（C/P機関は法工委行政法室。環境保護法、行政訴訟法、行政不服審査法、食品安全法、大気汚染防止法、資産評価法等の改正および起草支援）を並行して実施しました（12～15年）。

(4) 上述した13年5月「法律制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では、「法律制度整備支援の実施に当たっては、被援助国のニーズ、これまでの支援実績、我が国にとつての外交面および経済面での重要性、等を総合的に勘案する。また、特に基本分野への支援は、その国の発展に必要な基盤整備の根幹部分であり、相手国の歴史や文化、生活習慣に深く根ざしていることから、それらの諸点で我が国との共通性・親和性を有している国について、法体系の同質性なども考慮する。また、途上国のニーズに加え、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意する」との実施方針が示されていますが、と

りわけ中国については「日本企業の円滑な活動および法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために協力を行っていく」と注記されており、我が国の国益にも配慮したより戦略的な方針が明確に示されているところです。

(5) このような背景のもとに開始されたのが現行の「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法律制度整備PJ」（14～17年）であり、C/P機関は、全人代法工委弁公室をプラットフォームとして同委員会内の全担当室を支援対象とし、各年度の支援対象法令を数本決定して日本法の知見を提供するものです。

特に上述した法律制度整備支援の基本方針（改訂版）の「日本企業の円滑な活動および法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立」という趣旨に則り、全人代常務委員会・中期立法計画中の対象法令リストから日本側が積極的に対象法令候補を選択・提示したうえで全人代法工委側と対象法令を協議・決定するプロセスが現行PJでは確立されているところ

です。さらに全人代によって制定される狭義の「法律」だけでなく、国務院および関連行政部門によって制定される

行政法規や最高人民法院によって制定される司法解釈等の中国法実務における重要性に鑑みて、国務院法制弁公室および最高人民法院の関係者にも現地セミナーおよび訪日研修の門戸を開き、日本法の知見提供の対象範囲をさらに拡大して、中国法実務に対するインパクトを強化している点も従前のPJとは異なる特色を示しています。

(6) 現行PJの実施状況および主要な成果等は次の通りです。

◆14年度は、①立法法の改正支援（法工委国家法室）、②サイバーセキュリティ法の起草支援（同経済法室）を実施しました。①「法を管理する法」とも称される立法法の改正（15年3月）では、一部混乱状況も散見された

中国の法体系・立法体制を整備する点とともに地方の実情に応じた地方性法規に関する立法権限が拡大されましたが、最大の注目は税法法定原則に関する規定の整備が挙げられます（15年時点での中国の18種類の租税のうち、法律が規定するものは3種）だけであり、その他15種の租税は行政法規で規定されていました。新立法法8条第6号は「税種の設定、税率の確定および税収管理等の税収に関する基本制度」を「法律によつての

み制定できる」と規定して全人代および常務委員会に専属する立法権の対象としており、徴収面での行政の職権濫用防止に役立つとも指摘されています。

また②（16年11月に成立した）サイバーセキュリティ法は、第1章「総則」、第2章「サイバーセキュリティの支持と促進」、第3章「ネットワーク運用の安全」、第4章「ネットワーク情報の安全」、第5章「監視・早期警戒と緊急対応処理」、第6章「法的責任」、第7章「附則」の全79条からなり、17年6月1日から施行されます。中国には約7億人のネットワークが存在し、中国の経済・社会は情報ネットワークに高度に依存しており、サイバーセキュリティは国の安全、経済の発展に直接的な影響を及ぼすだけでなく、広く一般大衆の切実な利益に影響を及ぼすことから、法的手段を含む様々な措置を講じて国家のサイバーセキュリティを保障する必要に迫られていることが新法制定の背景にあります<sup>注</sup>。サイバーセキュリティといえは、もっぱら「重要情報インフラ運用の安全」がイメージされますが、現行PJではさらに個人情報保護、インターネット取引に関する規律とプロバイダーの責任、ネット犯罪への対

応等、多方面にわたって多角的に日本の知見を提供しており、これらの知見は中国のサイバーセキュリティ法だけでなく、現在審議中の電子商取引法案の関連条項に活用されていることも看取されるところです。

◆15年度には、③犯罪被害者権利保障立法（法工委刑法室、同国家法室）、および④業界協会・商會法、⑤労災保険法（同社会法室）の起草研究支援を実施しました。

まず③犯罪被害者権利保障立法といえは、殺人・傷害等による生命・身体に対する犯罪被害への対応措置が想起されますが、法工委は知的財産権侵害を含んだ経済事犯による財産的被害をも排除しない枠組みでの被害救済制度のあり方を研究しており、個人だけでなく法人企業に対する被害を排除しないスタンスで、さらにその制度的基盤をなす裁判手続等による権利保護体制についても、知的財産高等裁判所の実務を含めてどん欲に日本の司法制度の組織体制や仕組みを吸収しようとする姿勢が明確でした（この点は中国で鋭意進行中である司法制度改革ニーズと軌を一にするものです）。

また④業界協会・商會法は、中国における法人制度改革の一環として、

各業界団体の役割や自律的な監督作用等の積極的活用を目指すものであり、16年1月実施の訪日研修では、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、関西経済連合会、京都商工会議所からそれぞれの概要・運用状況等についてレクチャーを受け、活発な意見交換が行われたところです。

⑤労災保険については、中国社会保険法・工傷保険条例に関連規定があります。中国でも過労死問題、精神的疾患や自殺問題等の新しい課題への対応が実務上必要とされていることを背景として、単行法としての労災保険法の早期制定に向けた研究が進められているところです。

◆16年度は、⑥専利法（特許法）改正（同経済法室）、⑦行政手続立法（行政法室）、⑧民法典編纂

（法工委民法室）の起草研究支援を実施しました。

まず⑥専利法が規律する専利権は、特許権を中心に、意匠、実用新案をもカバーするものであり、イノベシ



中国での現地セミナーの様子

ヨン型国家建設を重要な国家目標として掲げる中国において同法改正の重要性は明らかですが、すでに公表されている国務院の専利法改正草案からは専利権のさらなる保護強化が目指されており(間接侵害規定、懲罰的賠償制度等)、かかる基本的スタンスは全人代による草案作成・審議においても同様と思われます。

また⑦行政手続法自体は、全人代中期立法計画中では第三類という、起草研究対象に分類されるものですが、手続的ルールが不備のままになされる不意打ち的な行政の決定や新ルールの制定、処分性の明確でない行政指導、さらには行政の不作為など、中国で活動する日本企業にとっても実務上重要な課題を規制対象とする法律です。これまで JICA の対中法整備支援 PJ では、ガバナンス分野について民事訴訟法(12年8月改正)、行政訴訟法(14年11月改正)および行政不服審査法の改正作業を支援しており、中国の民事訴訟・行政訴訟における当事者の訴訟上の権利拡充に一定の成果を上げてきましたが、注4)さらに行政手続法制定は、行政機関の権限が強くなる裁量権も広汎である中国における法的トラブルを未然に防止することに役立ち、かつ「法の

支配に基づいた健全なガバナンスの確立」に直結するものとして、日本側から積極的に選択・提案し、PJ の対象法令とされたものです。

⑧民法典編纂を支援すること、裏を返せば中国にまだ統一の民法典が存在していないことは意外に知られていません。中国では1949年の建国以来、4度の民法典起草が試みられており、今回の民法典編纂は5度目の起草作業となりますが、「小康社会」(ややゆとりのある社会)の目標とされる2020年の全人代での統一民法典編纂完成が目指されています。現在、中国には民法通則、相続法、契約法、物権法、権利侵害責任法等の民事法が存在しますが、民法典編纂とは上記諸法を単にまとめることではなく、古い内容を除去して新しい内容を取り入れ、体裁を科学的に構造を厳格に、規範を適正に、時代の精神を体現する一つの民法典を制定するものと説明されています。

現行 PJ では民法典編纂作業の第一段階となる民法総則(17年3月に成立)制定の支援を行い、法人制度改革、バーチャル財産の保護、法律行為論、消滅時効制度の見直し、成年後見制度の導入等の重要論点について日本法の最新の知見を提供しました。

また16年11月、中国共産党中央委員会と国務院は「財産権保護制度の整備、法に基づく財産権保護に関する意見」<sup>注5)</sup>を発表し、党・国家が各種の所有制経済組織や公民の財産権を保護することを明確に打ち出していますが、この財産権保護の法治化という内容は、民法典編纂だけでなく、その他の分野の立法・法の執行、司法にも広く影響を及ぼすものと思われるます。

TOPICS  
結語に代えて

現在、中国には全人代が制定した狭義の「法律」は260本弱であり(日本の約6分の1)、その半数を経済法・行政法分野の法律が占め、特に社会法分野が1割に満たないという構成比であることから、民生の保障に関わる社会法分野の一層の充実が必要とされています。

今後の立法課題としては、既に全人代で審議中の電子商取引法立法、証券法・不正競争防止法の改正ほか、上述した民法典編纂、専利法の改正、各種税金に関する単行法の制定等、我が国の経済にとっても重要な法分野の制定・改正が続きますが、さらに今年3月末以降に公表される新しい全人代立法計画にも注目する必要があります。

あります。

(注1) 2013年5月「法律制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」外務省HP  
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin\_1305.html 参照

(注2) 独立行政法人国際協力機構HP  
http://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/approach.html および法務省法務総合研究所国際協力部HP  
http://www.moj.go.jp/housouken/house\_ja-la.html 参照。支援対象国としてはカンボジア、インドネシア、ラオス、ネパール、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、モンゴル、東ティモール、ミャンマー、コートジボアール等。

(注3) 2016年11月8日付「法制日報」  
http://news.xinhuanet.com/2016-11/08/c12935337.htm

(注4) 具体的内容につき法務省法務総合研究所国際協力部HP掲載の拙稿「中国民事訴訟法の改正条文等について」(1)～(3)、「中国行政訴訟法の改正条文等について」(1)～(2)を参照。  
http://www.moj.go.jp/housouken/houso\_houkokukuchina.html  
(注5) http://news.sohu.com/20161128/n474322457.shtml

省エネ・環境コーナー

# 中国の大気汚染防止行動計画の 成果と課題

中根哲也

日中環境協力支援センター有限公司  
取締役補佐

大野木昇司

日中環境協力支援センター有限公司  
取締役

国務院『大気汚染防止行動計画』（大気十条）の最終年である2017年、各地では大気環境改善の期末目標を達成すべく、様々な規制措置を進めており、全国的には目標値を達成できる見通しが立ちつつある。一方、目標値までまだほど遠い地域や対策重点地域である京津冀（北京市・天津市・河北省）地区では、期末まで厳しい対応に迫られている。

## 大気十条の5年対策期間の目標

13年1月より新たな測定基準に基づいて公表したPM<sub>2.5</sub>等の大気汚染の数値が非常に高かったことが国内外に大きく報道され、関心が高まった。このため、国務院は13年4月、大気十条を公布し、17年までの5年間で、全国の地級以上の都市でPM<sub>10</sub>濃度を12年比10%以上減らし、青空日数を年々増やす方針を打ち出し、特に経済発展地域であり大気汚

染が懸念される、京津冀、長江デルタ、珠江デルタの各地域で、PM<sub>2.5</sub>濃度をそれぞれ25%、20%、15%減らし、このうち北京市のPM<sub>2.5</sub>5年間平均濃度を約60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に抑える——という数値目標を掲げた。このほか、数値目標はないものの、SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、粉塵、VOCの排出総量規制を引き続き進めるとした（表1）。

また、大気十条公布後、各地域で目標・任務や措置を各区県までブレイクダウン、最適化した実施細則や地方版大気十条が続々と策定公布され、地域によっては年度計画や追加文書等が公布されている（表2）。

環境保護省は、大気十条期末目標達成のため、14年までに全国31省市区市と大気汚染防止目標責任書を結び、各省市区の大気質改善目標（表3参照）と取り組みを明確にした。京津冀および周辺地区、長江デルタ、珠江デルタ10省市区市、重慶市

ではPM<sub>2.5</sub>、その他20省市区市ではPM<sub>10</sub>の年平均濃度削減状況を重点審査項目とした。また、14年7月公布の『大気汚染防止行動計画実施状況審査弁法（試行）実施細則』では、PM<sub>2.5</sub>の基準年を13年、PM<sub>10</sub>の基準年を12年とすることを定めた（PM<sub>2.5</sub>の測定・公表は、13年から始まったため）。

## 大気十条の中間評価

大気十条の実施期間中、環境保護省は毎年、前年の対策任務達成状況を審査したほか、15年に中間評価を行った。中間評価報告によれば、全国都市のPM<sub>10</sub>、PM<sub>2.5</sub>濃度は低減傾向にあり、全体として大気改善目標は達成できる見通しであるものの、冬季の重度汚染発生状況は依然深刻であり、一部省（遼寧省、吉林省、河南省、湖北省、陝西省、甘粛省、寧夏回族自治区）ではPM<sub>10</sub>の年間



16年11月の北京

表1 大気十条期末の地域別全体目標値

対象地域	対象項目	目標値
全国地级以上都市	PM10	2012年比10%以上削減
京津冀（北京市・天津市・河北省）	PM2.5	2012年比25%以上削減
北京市	PM2.5	年間平均60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
長江デルタ	PM2.5	2012年比20%以上削減
珠江デルタ	PM2.5	2012年比15%以上削減

（出所）大気汚染防止行動計画より抜粋

平均濃度が上昇しているほか、北京市の17年期末目標達成には尚一層努力が必要である——という。全国74の重点都市におけるPM2.5平均濃度は55 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、大気十条開始の13年の74 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べ23.6%削減されたほか、日平均値基準超過日数も13年の32.3%から15年には20.8%に減少し、PM10平均濃度も13年比10.3%減とも

表2 主な地方での地方版大気十条（一部例）

	公布日	公布機関
京津冀及び周辺地域大気汚染防止行動計画実施細則	2013年9月17日	環境保護省、国家発展改革委等6省庁
長江デルタ地域重点産業大気汚染期限内対策方案	2014年11月16日	環境保護省
珠江デルタ及び周辺地域重点産業大気汚染期限内対策方案	2014年11月16日	環境保護省
河北省大気汚染実施行動計画実施方案	2013年9月6日	河北省党委、河北省政府
北京市2013～2017年クリーン大気行動計画	2013年9月11日	北京市政府

（出所）公開情報を著者が整理

なり、成果が現れたことが分かる。地域別で見れば、京津冀、長江デルタ、珠江デルタのNO<sub>2</sub>濃度、SO<sub>2</sub>濃度はいずれも減少しているが、地域に

表3 全国省区市大気汚染防止目標責任書の各重点対策対象大気質改善目標

大気質改善目標	対象省区市	大気質改善目標	対象省区市
PM2.5年平均濃度削減目標	-25% 北京市、天津市、河北省	PM10年平均濃度削減目標	-15% 河南省、陝西省、青海省、新疆ウイグル自治区
	-20% 山西省、山東省、上海市、江蘇省、浙江省		-12% 甘粛省、湖北省
	-15% 広東省、重慶市		-10% 四川省、遼寧省、吉林省、湖南省、安徽省、寧夏回族自治区
	-10% 内蒙古自治区		-5% 広西チワン族自治区、福建省、江西省、貴州省、黒龍江省
			引き続き改善 海南省、チベット自治区、雲南省

（出所）公開情報を著者が整理

表4 全国重点都市の2013年、15年実績値比較

	2013年実績	2015年実績	削減率
PM2.5平均濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	72	55	23.6%
日平均値基準超過日数率（%）	33.2	20.8	12.4ポイント
PM10平均濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	97	87	10.3%

（出所）大気汚染防止行動計画実施状況中間評価報告より抜粋

よって進捗にばらつきがある（表4、5）。  
**17年の新たな目標**  
環境保護省、国家発展改革委等は共同で、13年9月の大気十条公布とほぼ同時に、『京津冀および周辺地区大気汚染防止行動計画実施細則』を公布し、汚染の最も深刻な京津冀地域とその周辺の山西省・内モンゴル自治

表5 重点地域大気汚染濃度削減率

	SO <sub>2</sub> 濃度（%）	NO <sub>2</sub> 濃度（%）
京津冀地区	44.9	9.8
長江デルタ	30.0	11.9
珠江デルタ	38.1	19.5
成渝（成都～重慶）地区	48.3	15.8

（出所）大気汚染防止行動計画実施状況中間評価報告より抜粋

区・山東省における各対策措置・目標を定めた。

大気十条でPM2.5削減目標審査の対象となる10省区市のPM2.5年平均濃度削減は、いずれも大気十条の中間目標を達成し、多くの省で期末最終目標を前倒し達成する見込みとしている。京津冀地区に注目してみると、北京市はもとも現状からするとかなり厳しい目標値が設定されていただけに苦戦しているが、天津市では15年のPM2.5濃度が13年比27.1%減、河北省でも15年PM2.5濃度が同28.7%減となり、それぞれ大気十条目標（PM2.5平均濃度13年比25%減）を2年前倒しで達成している。

これを受け、環境保護省は16年7月、北京市・天津市・河北省政府と共同で、『京津冀大気汚染防止強化措置（16～17年）』を公布し、京津冀および保定市、廊坊市、沧州市、唐山市に対して17年大気環境目標細分化方案の策定を求め、対策をさらに進めるとし、新たなきめ細かい17年数値目標を設定した。具体的数値は表6の通り。

京津冀の3省市のうち、河北省南部に汚染が深刻な地域を抱えているため、南部に位置する保定市・廊坊

表6 京津冀PM2.5年平均濃度の大气十条目標、強化措置目標と2016年実績

	大气十条目標 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	強化措置の新目標 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		2016年実績 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	要削減幅 (%)
北京市	60	60	南部4区(豊台・通州・房山・大興区)は $65\mu\text{g}/\text{m}^3$	72.5	17.8
天津市	72	60	武清区、宝坻区、薊県は市平均以下	69	13.0
河北省	81	67	保定市は $77\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、廊坊市は $65\mu\text{g}/\text{m}^3$	70	$\geq 6$ (17年初、新目標)

(出所) 公開情報を筆者が整理

表7 主な都市の大气十条PM2.5の2013年基準値と16年実測値、達成状況

都市名	省	2013年基準値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	2017年目標値	2016年実測値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	削減率 (%)	達成状況
北京市	-	89.5	$60\mu\text{g}/\text{m}^3$	72.5	19.0	未達成
上海市	-	62	20%	45	27.4	達成
広州市	広東省	53	20%	36.1	31.9	達成
衡水市	河北省	120.6	$67\mu\text{g}/\text{m}^3$	86.8	28.0	未達成
石家荘市	河北省	148.5	$67\mu\text{g}/\text{m}^3$	98.8	33.5	未達成
保定市	河北省	127.9	$77\mu\text{g}/\text{m}^3$	92.1	28.0	未達成
邢台市	河北省	155.2	$67\mu\text{g}/\text{m}^3$	86.5	44.3	未達成
邯鄲市	河北省	127.8	$67\mu\text{g}/\text{m}^3$	81.7	36.1	未達成
唐山市	河北省	114.2	$67\mu\text{g}/\text{m}^3$	74.0	35.2	未達成
鄭州市	河南省	102.4	-	78.3	23.5	-
西安市	陝西省	104.2	-	71.4	31.5	-
済南市	山東省	114.0	20%	75.6	33.7	達成
太原市	山西省	74.2	20%	66.1	10.9	未達成
滄州市	河北省	93.6	$67\mu\text{g}/\text{m}^3$	68.3	27.0	未達成
廊坊市	河北省	113.8	$65\mu\text{g}/\text{m}^3$	65.9	42.1	未達成

(出所) 各市の各年環境情報公報およびグリーンピース発表データを筆者が整理

市には省目標値とは別途目標値を定めた。目標達成難度が最も高いのは北京市であるが、天津市・河北省も10%前後の削減が求められており、特に対策の重点「2+4」(北京市、天津市、保定市、廊坊市、唐山市、沧州市)、重点中の重点「1+2」(北京市、保定市、廊坊市)として挙げられた都市では、年末までの目標達成に向けて様々な非常的措置が採られることが予想される。

沧州市)、重点中の重点「1+2」(北京市、保定市、廊坊市)として挙げられた都市では、年末までの目標達成に向けて様々な非常的措置が採られることが予想される。

主要都市と大気汚染都市の目標達成状況

各地域主要都市(北京市、上海市、広州市)および16年全国大気質ワースト10都市、強化措置重点都市について、PM2.5大気十条基準年(13年)値と16年実測値の比較をまとめた表7によれば、多くの都市で改善はしているものの、京津冀地区の都市では、ほとんど強化措置で打ち出された目標値を達成していない。

大気環境データの信頼性と大気環境改善の実感

中国の統計データの信頼性についての議論があるが、北京市大気環境データについては、在中國米国外使館の公表データとの比較が可能である。北京市環境保護局の公表データと在中國米国外使館の公表データには、同様な変化傾向が見られるものの数値に若干の乖離が見られる(表8)。

これは主に、大気質状況は市内各地の気候条件によつて差が大きく、北京市が市内各地のデータを総合して算出しているのに対し、米国外使館は市街地の大使館所在地のみの観測データであることに起因している。

中国各地の大気環境は13年以降

データ上で改善傾向にあるものの、中国住民の間ではあまり実感されていない。中国青年報が16年11月に実施したアンケート調査では、「当局の取り組みの成果を実感している人はわずか29.5%」という実態が明らかになった。APECブルー、軍事パレードブルー、杭州G20ブルーなど国家的イベントがある際にはきれいな青空が見られ、大気環境改善を実感するものの、石炭使用量が増える暖房期間や爆竹を使用する春節などにPM2.5が400~500などの極めてひどい大気汚染が発生し、メディアでも数多く報道されるため、また、現在の大気汚染濃度レベルが高い中で少々低下しても改善が実感されないものと思われる。

17年の主な大気環境改善措置

既出の『京津冀大気汚染防止強化措置(16~17年)』では、京津冀地域大気汚染防止強化措置として、①期限内に農村石炭クリーン代替を終え、②期限内に石炭ボイラ・かまど「撤去」を終え、③石炭禁止区・石炭品質規制区を区画し、④閉鎖・生産停止・淘汰任務を期限内に終え、⑤都市管理水準を高め、⑥自動車汚染対策を強化、⑦VOC(揮発性有機

表8 北京市環境保護局と在中国米国大使館発表のPM2.5年平均値比較 (µg/m<sup>3</sup>)

	2013年	2014年	2015年
北京市	89.5	85.9	80.6
米大使館	101.9	97.7	82.5

(出所) 公開データを基に筆者が整理

域では、日系企業達成できていない地域では、日系企業

化合物) 総合対策を強化し、⑧大気移動ルート上の都市の期限内重点産業汚染対策を終え、⑨汚染排出許可証で高架汚染源の監督管理を強化し、⑩重度汚染天候対応を強化し、⑪大気汚染移動ルート上都市の工業企業の生産調整を実施する——と打ち出した。主な具体的措置は表9の通り。

**目標達成に向けた追い込みと日系企業の対応・商機**

大気十条による5年間の大気汚染対策期間の最終年を迎え、全体としては目標達成が現実のものとなつているが、大気汚染の主戦場とも言える京津冀地域では、改善目標を引き上げ、ラストスパートが始まっている。17年2月には『京津冀および周辺地区2017年大気汚染防止事業方案』(ハブコメ版)が発表され、現在意見集約が進められている。特に表6や表7で示された、大気環境改善目標を達成できていない地域では、日系企業

には大きな経営面への影響と商機がもたらされると見込まれる。

同方案には、AOI(大気質指数)500以上の計測不能値を記録した都市に対して、鉄鋼企業に対する生産制限や、電解アルミ・化学工業類企業のピークシフト生産等の内容が盛り込まれる見込みであり、該当業種の工場は注意が必要である。大気汚染レッド・オレンジ警報は、自社工場への生産制限・規制のみならず、サプライヤー、物流、職員のマイカー通勤などに影響をもたらすため、生産制限時の業務マニュアル、サプライヤーの複数確保(特に大気汚染のひどくない地域にて)、物流ルートの再検討、大気汚染予報がある際の事前の原材料の多量仕入れ、納品契約の免責事項追加などの策を検討する必要がある。VOC規制対応、石炭代替なども導入する必要がある。立入検査などの取り締まりも一層強化されると予測され、環境コンプライアンスも重要である。日系企業の環境管理はブラックボックスと化しているケースが多いため、専門家の監査などで点検することが望ましい。

一方で、目標達成の圧力により、京津冀を中心として大気汚染対策需要が急速に高まり、VOC対策や発生源モニタリング、省エネなど日系企業の環境技術・知見を活かせる環境ビジネスのチャンスとなる。

表9 2017年の主な大気環境改善措置

項目	対象地域	具体的措置	期限
農村バラ石炭クリーン代替		・平原地区での「無石炭化」、保定市市内農村での「天然ガス代替」、保定市北部・廊坊市内農村での「電力代替」を実現	2017年10月
ボイラ・キルン整備	北京市	・3000T/h分の石炭ボイラのクリーンエネルギー改造	2017年10月
	平原地域	・10T/h以下の石炭ボイラをほぼ淘汰し、ガスボイラの低窒素燃焼技術改造を推進	
	保定市、廊坊市	・行政区内の10T/h以下の全石炭ボイラの撤去	
エンジン車汚染対策	北京市	・市街地で35T/h以下の石炭ボイラを淘汰し、都市・農村隣接部や他の郊外県で10T/h以下の石炭ボイラを淘汰	2017年8月末
	北京市	・毎年旧式車20万台を廃棄。公共部門の新エネ車比率向上。使用過程タクシーの三元触媒定期交換に政府補助金。国II以下の小型ガソリン車、国III以下の大型ディーゼル車に対する走行制限強化	
VOC総合対策	京津冀の地級以上の都市	・全ての石油化学、化学工業のVOC総合対策を完了	2016年末
	北京市	・有機溶剤塗料生産、アスファルト類防水材料生産、木材板生産、有機溶剤型塗料使用の家具製造・木製品加工工程を全面的に淘汰	2017年6月末
		・印刷・自動車修理産業のVOC汚染防止を強化	2017年8月末
	廊坊市	・自動車製造業下塗り・中塗り・色塗り段階での水性ペンキによる油性ペンキ代替を全面的に推進し、ワニス仕上げ段階で有機排ガス高度処理を実施	2017年8月
大気移動ルート上都市汚染対策		・鉄鋼産業構造調整と共に、鉄鋼産業の環境対策基準引き上げ改造を行い、汚染物排出基準を国または地方基準に対応	2017年6月末
高架発生源監督管理	京津冀及び周辺都市	・各都市石炭火力発電企業、汚染移動ルート都市の鉄鋼・セメント企業に対する汚染排出許可証発行	2016年末
工業企業生産調整	京津冀及び周辺都市	・セメント・鑄造・レンガ産業は全て生産停止(住民暖房供給、都市ゴミ・危険廃棄物共処理等を除く) ・超低排出基準を満たさない石炭火力発電機を全て生産停止 ・鉄鋼産業で、排出基準を安定的に達成できない場合、生産停止 ・ガラス産業での生産燃料を全て天然ガス、集中供給する石炭由来天然ガスまたは電力等のクリーンエネルギーに切り替える	毎年11月～翌年1月
監督検査	京津冀及び周辺都市	・環境保護省が各地の強化方案の実施状況を査察。不十分・遅延・改善目標未達成の政府・当局に対しては原因・責任主体ごとに厳しく責任追及する	

(出所) 公開情報を著者が整理

上海華鐘投資コンサルティング有限公司 常務副総経理  
能瀬 徹

表 2 立退き補償金に対する企業所得税課税

	(旧規定) 国税函〔2009〕118号	(新規定) 2012年40号公告
免税範囲	政策性移転の納税所得税額=移転収入-移転費用-移転処分資産損失-購入資産支出	政策性移転の納税所得税額=移転収入-移転費用-移転処分資産損失
購入資産減価償却	税法に基づく減価償却可	税法に基づく減価償却可
移転費用支出: 従業員再配置費用、操業停止期間の従業員給与・福利費等 移転処分資産損失: 各種資産の売却・廃業処分等の正味金額 (簿価)		

の経験上、地元政府の手配する代替地に工場を移転させるケースは少なく、これを機に立退き補償金を獲得して会社を清算し、当該工場の事業(機能)を中国内の別のグループ会社に移管・統合するケースの方がむしろ一般的と言えます。この場合の会社清算

表 3 清算前の B/S

単位: 1,000 元

借方		貸方	
流動資産	20,933	流動負債	16,628
現預金	5,437	買掛金	5,490
売掛金	6,952	短期借入金	9,374
棚卸資産	8,267	その他	1,764
貸付金	0	固定負債	0
その他未収金	277	長期借入金	0
固定資産	28,134	所有者權益	32,438
工場建屋	7,712	資本金	35,000
生産設備	14,771	(日本A社)	(35,000)
その他設備	229		
土地使用権	5,422	未処分利益	-2,562
資産計	49,066	負債・資本計	49,066

の流れは基本的に通常の会社清算(普通清算)手続きと同じですが、工場立退き補償金収入の扱いとこれに対する課税関係等、通常の会社清算とは若干異なる部分があります。これらの実務操作につき、表3の貸借対照表(清算前)の会社が地元政府より立退き要請を受け、前述1-(3)の立退き補償金を獲得して会社を清算することになったケースを前提として以下解説致します。

(1) 通常の会社清算においては、全資産を現金化して、これを原資として負債の返済と清算費用の支払いに充当されます。その過程で、土地・建物は地元開発区傘下のディベロッパー(または第三者企業)宛に土地増値税(土地売却益金額により30~60%の累進課税)の諸税を支払って売却し、上記清算前B/S上の固定資産簿価と売却額との差額が清算期間中の資産処分損益として清算期間中のP/Lに計上されることになります。

(2) 一方、立退き補償金を獲得して会社を清算する場合には、立退き補償金を清算期間中の収入として計上し、補償の対象となった固定資産については、これらを廃棄処分したのと同じ考え方で、それぞれの清算前簿価を関連損失として計上することになります。これらの相関関係を清算期間中のP/Lにまとめると表4のようになります(資産回収率等、表4にて「(仮)」と表記したものは仮定の数値です)。また、この場合の課税関係については、固定資産を売却する訳ではないので、上記(1)の諸税は発生せず、前述1-(4)に従って、立退き補償金収入より得られる清算期間中の収益に対して企業所得税を納税することになります。

表 4 清算期間損益

単位: 1,000 元

項目	金額	備考
(1) 立退き補償金収入	45,150	『土地徴収備蓄協議書』に基づく
(2) 資産処分関連損失	32,244	
売掛金回収損失	1,630	(仮) 1年以上の未回収残高
未収金回収損失	0	(仮) 回収率100%
在庫売却損失	2,480	(仮) 回収率70%
建物関連損失	7,712	清算前B/S簿価
固定資産関連損失	15,000	清算前B/S簿価
土地使用権関連損失	5,422	清算前B/S簿価
(3) 清算費用	6,502	
清算人員給与	192	(仮) 3人、6カ月分
清算人員社会保険	29	(仮) 上記3人分、給与の40%で計算
経済補償金	5,701	立退き補償金交渉結果より
コンサルティング費用	460	(仮) コンサルティング費用、会計監査費用
その他清算費用	120	(仮) 清算期間中の事務費、出張費
(4) 清算期間損益合計	6,405	(1)-(2)-(3)
(5) 企業所得税	961	((4)-2,562)*25%
(6) 清算期間最終損益	5,444	(4)-(5)

(注) ①企業所得税額の算出において、上記損失は全て損金算入可能と仮定する。②税務上の(相殺可能な)累損は会計簿価と同一と仮定する。

## 2. 工場立退きを機に会社清算する場合

通常の会社清算(普通清算)手続きは、株主の清算決議に基づき、これを従業員に公示して、従業員を解雇(労働契約を終了)した後、清算組を組織して会社の資産と負債の処理を行い、これが完了した時点で会計監査と税務監査を受けて、税務監査結果に基づき未納税金の精算を行って清算剰余金を確定させ、清算剰余金の株主への分配を行って、会社登記(工商登記)の抹消、銀行口座の閉鎖という流れで進められます。地元政府より工場立退きを要請された場合、弊社のこれまで

## 3. その他

公文書の公示に基づく工場立退き要請ではなく、環境規制の強化等の要因により工場立退き可否を地元政府より打診され、これに呼応して自主的に工場を移転させる(または、会社を清算する)場合でも、政府主導での工場立退きということでもとまれば上記を参照に土地・建物に対する補償金を得ることも可能な場合がありますので、その方向で地元政府と交渉することも一案です。また、レンタル工場を賃借して操業している場合、地元政府からの立退き要請を受けても補償金を得るのはレンタル工場の家主であり、家主側は、通常、賃借側に対して工場賃貸借契約の期限に契約を延長しないという措置を採るので、賃借側企業が直接に補償金を得ることは無く、家主と交渉して移転費用の一部を家主が得る補償金の中から援助してもらう程度に止まります。



# 中国ビジネス Q&A 工場立退き要請への対応について

**Q** 弊社は1995年に設立された日本企業100%出資の生産型企業です。弊社工場周辺地区の商業化に伴い、今般弊社に対して地元政府より正式文書による工場立退き要請がありました。これに対しどのように対応すべきでしょうか。

**A** 同様の事例が華東地区を中心に最近増えています。ほとんどの例が「強制立退き」ではなく、「代替地を用意しての移転要請」ですが、国土資源部制定の「国有土地使用権譲渡契約書」様式の第三章第19条には、社会公共利益の必要性がある場合の国家権力による強制執行権にも言及しており、企業がどうしても移転に同意せず、社会公共利益の必要性に基づく公共工事のスケジュールに支障がある場合は、当局より「強制移転立退き命令書」が発行されて、正式な争議となります。工場立退きに対する経済補償は相応に行われるのが一般的であり、地元政府との間で立退き補償金交渉を行って、地元政府が用意する代替地に工場を移転させるのか、会社を清算するののどちらかを決めた方が良いと思います。

## 1. 工場立退き補償金について

(1) 不動産の収容と補償に関わる根拠法令は、『国有土地上家屋の収用及び補償条例』（国务院令第590号、国务院2011年1月21日公布；以下、『補償条例』という）およびこれに基づき各地が定めた実施細則なり地方条例です。補償範囲については『補償条例』第17条に規定されていますが、これを踏まえて、実務上獲得可能な補償金の範囲は以下の通りとなります。つまり、土地・建物等、工場移転（または会社清算）に当たって移動不可能な資産に対する補償が基本的な補償範囲であり、移転費用や解雇する従業員への経済補償金等の費用・損失に対する補償は個別交渉となります。また、工場立退きが公示されると、同時に「撤去移転弁公室」が組織されて、通常当該「弁公室」が各企業との立退き補償金交渉の窓口となります。

- ① 土地使用権への補償
- ② 建築物、移転不可能施設等への補償
- ③ 構築物、設備等の補償
- ④ 工場生産停止による損失経済補償
- ⑤ その他の補償（緑化、道路などのインフラストラクチャー費用、従業員の再配置費用等）

(2) 工場立退きまでの具体的なステップは通常以下の通りであり、まず「撤去移転弁公室」側より提示される資産評価額に対して、その評価根拠を詳細に確認すると共に、自社側からも具体的な客観根拠を提示して補償金額と補償範囲の拡大交渉を行うことが当面の主要課題となります。また、補償金額が確定した後に移転スケジュールを含む移転方法を交渉することになりますが、会社を清算する場合には、⑥の段階では工場の住所移転ではなく清算作業を行って、その過程で立退き補償金を段階的に受領することになります。

- ① 移転意向協議書締結
- ② 第三者評価機関を共同で選定し、資産評価実施を委託
- ③ 資産評価結果に基づく立退き補償金交渉
- ④ 工場移転案（移転スケジュール）交渉
- ⑤ 工場立退き補償案確定→「撤去移転補償再配置協議書」締結

⑥ 補償金支払いと工場移転（または会社清算）の実施

⑦ 工場移転（または会社清算）完了→旧工場土地地区画の地元政府への引き渡し

(3) 表1は工場立退き補償金交渉結果の実例です。地元政府側からの約41百万元の当初オファーに対して、当社側からは主として工場移転（または会社清算）に伴って解雇が必要になる従業員への経済補償金および移設できない設備への補償金増額を要求し、従業員解雇に伴う経済補償金額の積み増しに成功し、結果として約45百万元の補償金で地元政府側と最終合意しました。

(4) 立退き補償金に対する企業所得税課税について、12年10月1日以降に協議書が締結された移転案件における政策性移転に関わる移転補償等の移転収入に対しては、『2012年第40号公告』に基づき企業所得税が課税されます。工場を移転させる場合には、その為の土地使用権購入費、工場建設費、生産設備購入費等が発生しますが、これら資産購入支出の税務上の処理については、旧規定では移転収入からの控除が可能でしたが、最新規定である『40号公告』では、資産購入に関わる支出は移転収入より控除できず、正常資産としての減価償却費のみが損金算入可能となっています。（表2）

表1 工場立退き補償金交渉結果の実例 単位：1,000元

	評価項目	政府評価額	当社評価額	差額	合意額
土地建築物	土地使用権	10,843	10,843	0	10,843
	建物建築物、構築物	4,261	6,958	-2,697	4,261
	建物内装工事	602	602	0	602
	樹木	152	152	0	152
	関連申請手続費	0	983	-983	0
	設計監理監督等費用	0	1,335	-1,335	0
	小計1	15,858	20,873	-5,015	15,858
設備	移転不可能設備	7,775	11,313	-3,538	7,775
	移転可能設備	1,986	1,986	0	1,986
	配管及び溝槽	163	163	0	163
	電子設備	66	66	0	66
	小計2	9,990	13,528	-3,538	9,990
移転補償	従業員再配置	1,024	6,172	-5,148	5,255
	生産停止補償	3,797	3,797	0	3,797
	在庫製品の輸送費	0	533	-533	0
	小計3	4,821	10,502	-5,681	9,052
奨励金	移転奨励金	7,013	7,013	0	7,013
	異地移転補償	3,237	3,237	0	3,237
	小計4	10,250	10,250	0	10,250
	合計	40,919	55,153	-14,234	45,150

# 情報クリップ

2017年2月

## ■ 2/8 中華人民共和国駐日本大使館・宋耀明商務公使が宗岡会長を表敬訪問

8日、中国大使館の宋耀明商務公使が着任挨拶のため宗岡会長(新日鐵住金本社)を表敬訪問した。新日鐵住金の橋本副社長、鈴木常務等、当協会からは岡本理事長が同席した。宋公使は、協会とは長年の交流、協力関係にあり、在任中に日中国交正常化45周年、日中平和友好条約締結40周年の記念すべき年を迎え、両国経済関係をさらに発展させたいとの発言があった。



宗岡会長と握手する宋公使(右)

## ●中国駐日本大使館 宋耀明(そうようめい)経済商務公使略歴

- 1964年1月 北京生まれ
- 1985年7月 対外経済貿易大学卒業(対外貿易日本語専攻)、経済学学士号取得
- 1985～88年 対外経済貿易部地域政策二局日本処幹部
- 1988～92年 中国駐日本大使館商務処アタッシュ、三等書記官
- 1992～95年 対外貿易経済合作部アジア司日本処幹部
- その間、93年日本慶応義塾大学ビジネススクール経営管理研究科留学
- 1995～98年 対外貿易経済合作部アジア司日本処副処長
- 1998～2002年 中国駐シンガポール大使館経済商務処二等、一等書記官
- 2003～06年 商務部アジア司日本処処長
- 2006～15年 商務部アジア司副司長
- 2015～17年 商務部アジア司商務参事官(司長級)
- 2017年1月～ 中国駐日本大使館経済商務公使

## ■ 2/15 2016年度「日中経済交流検討会議」第6回会議を開催

当会では、直近の中国経済と日中経済の動向および中国のビジネス環境等につき情報交流・意見交換するための「日中経済交流検討会議」を昨年度から実施している。本年度第6回会議では、経済産業省田村暁彦通商政策局通商交渉官による「RCEPと日中韓 FTAの展望について」と題した講演と質疑応答を行い、その後、今後の協会事業について意見交換を行った。

## ■ 2/23 正副会長・常任理事懇談会を開催

正副会長・常任理事の参加のもと、3月に開催予定の理事会において策定する新年度事業計画の重点や最近の日中関係情勢

等について意見交換を行った。

協会訪中代表団の派遣への意見や中国の経済状況に対する見通しのほか、米国トランプ政権のもとで今後バイラテラルな交渉への移行が見込まれる中、RCEP やアジア経済圏全体の動向についての情報提供も重要である旨、指摘がなされた。

## ■ 2/26-3/2 日中省エネルギー・環境総合フォーラムの実務協議訪中

当協会は2月26日から3月2日にかけて北京および山東省・淄博市に出張し、今年日本で開催される「第11回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」(以下「フォーラム」)の開催時期と関連イベント(技術交流、企業マッチング会)のテーマや形式について、中国側のカウンターパートの国家発展改革委員会と初歩的な意見交換、および日中大気汚染対策モデル区の今後の展開についての打合せを行った。

フォーラムについては、実務的な一層の効果発現が重要であり、開催時期と分科会のテーマを早期に決定したいとの共通認識に至った。山東省では、日中大気汚染対策モデル区について、山東省環境保護庁、淄博市環境保護局などの関連部署と意見交換を行い、大気汚染対策における日中協力の「横展開」などについて検討を行った。淄博市は今年の重点業務として、VOC 対策に注力しており、本分野における日中企業のマッチングをさらに促進したい旨の意向表明があった。

## JCNDA NEWS

2017年2月の日中東北開発協会の活動から

## ■ 2/3 NPO 北東アジア輸送回廊ネットワーク (NEANET) 第13回研究フォーラム参加

掲題フォーラムが都内にて開催され、後藤当協会事務局長が参加した。当日は「新段階に入った日中関係」と題して、吉田進・NEANET 顧問(元〔公財〕環日本海経済研究所名誉理事長)が講演した。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2017年5月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

日中経済産業白書2016/17  
～第12期全人代第5回会議を終えて

### 編集後記

日中経済協会でも事業計画の一環で働き方改革を議論中です。その先駆的な試みとして、今月号の編集担当者は3月から居を生まれ育った関西に移しながら東京本部の仕事を続けることとなりました。あらためてモバイル通信等の便利さと都市内交通や新幹線の発着時間の正確さの恩恵を大いに享受し、心の持ちようも幾分寛容になった気がします。これからはさらに頭脳と行動を活性化できればと考えています。(十川)

＊購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになります。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

## 日中経協ジャーナル

2017年4月号(通巻第279号)平成29年3月25日発行

発行人 高見澤学 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2017

デザイン・印刷 株式会社リプロ TEL. 03-5625-5700

＊当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN: 978-4-88880-244-4 C2033

変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

# 中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook

## 2016年版

対中ビジネス企画の必需品

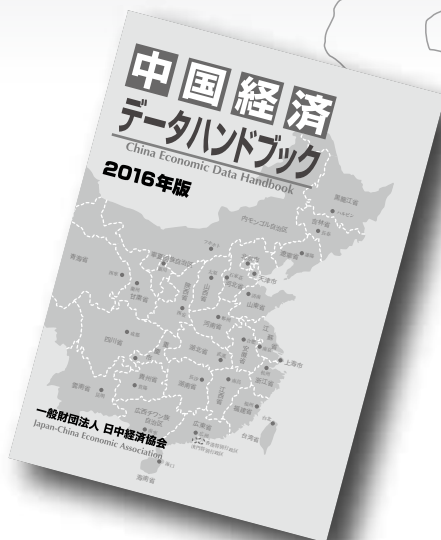
1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。  
16年版は各項目とも最新のデータを追加。第13次五カ年計画、新型都市化のページも充実しました。

A4判176ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2016年9月9日発行  
定価 本体4,000円(税別) / 会員価格 本体3,000円(税別)  
ISBN978-4-88880-236-9

### 〈主な内容〉

- I 概況 政治・経済基本データ一覧、一級行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日とその他の記念日
- II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、國務院組織人事、共産党の党大会及び中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者及び対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事
- III 2015年の経済
- IV 2016年の経済
- V 第13次五カ年計画 第13次五カ年計画の概要・主要指標・主要重点項目、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、中国製造2025(概要)
- VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピッ

- クス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業、工業、商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応
- VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区・税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化
- VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支
- IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、在留邦人数
- X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧
- XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの  
信頼のデータ集  
全国の書店にて  
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。  
**東京官書普及株式会社 通信販売課**  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2  
Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670  
下記ホームページからもお申し込みになります。  
URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

●最寄りの書店、政府刊行物東京サービス・ステーションでもご購入できます。

●海外から注文し、日本での決済をご希望の方は下記にお申し込みください。

**株式会社 OCS 購読管理課**  
Tel.(03)5476-8131  
Fax.(03)3453-8192

●中国でのご購入は下記書店に直接お問い合わせください。

**中国日本書籍センター**  
上海市武定路555号  
Tel/Fax(021)6267-9807  
**中国国貿書店**  
上海市延安西路2201号国際貿易中心  
Tel/Fax(021)5257-0578

**中国匯豊書店**  
上海市浦東新区陸家嘴環路1000号匯豊大厦2階  
Tel/Fax(021)6841-4865  
**中国美濃書店**  
上海市古北新区栄華東道126号下座1楼  
Tel/Fax(021)3223-0243

※賛助会員は会員価格でお求めになりますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5226-7351 Fax.03-5226-7221



# Smart Challenge TEDA

## 美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

### 中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、  
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区  
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所  
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階  
Tel. 03-3221-8298 E-mail:hanyr@tedajp.com / doymas1@tedajp.com

<http://jp.teda.gov.cn/>